

【論文 17】

釈尊雨安居地伝承の検証

岩井 昌悟

【0】 はじめに	099
【1】 雨安居地伝承の概観	100
【2】 原始仏教聖典中の釈尊雨安居記事によって確認される釈尊雨安居地	104
【3】 雨安居地伝承と原始仏教聖典中の釈尊雨安居地の矛盾	113
【4】 結論	127
付表	130

【0】 はじめに

【0】 我々の「原始仏教聖典資料による釈尊伝の研究」は原始仏教聖典資料（ここではニカーヤ、阿含とパ・漢の律蔵を指す）による釈尊伝の再構成を目的としている。この目的を達成するためには、原始仏教聖典の記述における「いつ、だれが、どこで、何をした」の「いつ」を確定する必要がある。

パーリの諸アッタカターや『僧伽羅刹所集経』などの後世の文献に記述されている釈尊の45年間の雨安居の地点と年次を伝える伝承（これには文献によってヴァリエーションがあるが、以下これを「雨安居地伝承」と総称する）は、この「いつ」を確定する上で有益な情報のように思われるが、この伝承の資料価値は未だ定まっておらず、無批判に依拠することはできない。しかしながらこの伝承を無視するか、これに依拠するかで釈尊伝研究の結果が大きく異なってくるため、どうしてもこの伝承の資料的価値を確定する必要がある。

上記の目的を期して、筆者はすでに以下の論文と資料集を本モノグラフに発表してきた。

【論文 5】 「原始仏教聖典資料に記された釈尊の雨安居地と後世の雨安居地伝承」（2002年10月発行の「モノグラフ」第6号に掲載）

【論文 7】 「『仏説十二遊経』の仏伝伝承」（2003年11月発行の「モノグラフ」第7号に掲載）

【資料集 5】 「原始仏教聖典における釈尊の雨安居記事」（2005年4月発行の「モノグラフ」第10号に掲載）

【論文 12】 「阿難以前の侍者伝承と雨安居地伝承」（2006年10月発行の「モノグラフ」第11号に掲載）

本論はわずかではあるが新たな資料を補足して、上記の今までの研究を総括し、一応の最終結論に達することを目指す。しかしながら「最終結論」とはいつても、以下に述べるような条件付きの結論であることをお断りしておかなければならない。

雨安居地伝承の資料的価値を確定するもっとも確実な方法は、先の先行論文でも再三述べてきたように、伝承の根拠を明らかにすることである。雨安居地伝承が原始仏教聖典から得られるいかなる情報にもとづいて形成されたのか、それが明らかになれば、この伝承に依拠すべきか否かの賛否にとどまらず、伝承を批判的に修正するようなことも可能になるかもし

れない。しかしながら、今までのところ雨安居地伝承を完全に根拠づける情報を聖典中に見出すことはできていない。

これまでの研究によっておおよそ見当がついたことは以下のことである。

- ①原始仏教聖典記事中の釈尊の雨安居に関連する記述は、雨安居地伝承の形成と密接な関係を有してはいない。すなわち雨安居地伝承に挙がる地名について、釈尊がその地で雨安居を過ごしたという記事が、必ずしも聖典中に確認できるわけではない。
- ②成道後 20 年までに挙げられる地名の根拠の一つは、阿難以前の侍者が登場する経の説処である。成道後 21 年ごろに釈尊によって阿難が恒常的な侍者に選ばれる以前に、数名の侍者比丘があったという伝承が存し、それらの比丘が釈尊の侍者として登場する記事が成道後 20 年までの間に位置づけられたのである。
- ③恐らく雨安居地伝承はある特定の部派が作り出したものである。南方上座部は聖典が現行の形に定まった以後にアッタカターにおいてはじめて、他部派によって作られたこの雨安居地伝承を採用したために、聖典の情報と雨安居地伝承が齟齬することが多い。

以上のような仮説を今までの研究から得ており、本論は再度これを補強して論証しようとするものではあるが、②についてはいくつかの地名に関して言い得ても、20 年の地名すべてについてこれを論証することはできず、また③についても、作り出した部派を一つに特定することは恐らく不可能である。

そこで、本論で得ようとする最終結論とは、あくまでも我々の釈尊伝研究にとって実用的な範囲の結論であり、すなわち、パーリ・漢訳の原始仏教聖典を第一次資料として釈尊伝を再構成しようとする我々にとって、雨安居地伝承は依拠すべき資料ではないことを明確に述べようというものである。

釈尊の伝記に関わるもっとも信頼すべき資料はいわゆるパーリ・漢訳の原始仏教聖典であるというのが我々の立場であるから⁽¹⁾、アッタカターや仏伝経典はあくまで第二次資料、第三次資料であって、これらが第一次資料と内容的に矛盾することが明らかな場合、優先すべきは第一次資料である。雨安居地伝承に依拠すべきか否かは、伝承と原始仏教聖典の記事との関係からおのずと確定されよう。

- (1) この他にサンスクリット語やチベット語などの原始仏教聖典資料も存しているが、ほとんど断片写本であり、また出版もバラバラになされている現状では、網羅的に参照することは甚だ困難である。遺憾ではあるが、参照し得た範囲で補助的に用いるにとどまっている。

【1】雨安居地伝承の概観

[1] 雨安居地伝承に対する研究者の態度には、今まで相反する 2 つの立場がある⁽¹⁾。ひとつは雨安居地伝承が南伝と北伝の両方に相似した形で見出されるため、この起源が部派分裂以前の古くに遡ると見て、この伝承に多少依拠するというものである⁽²⁾。もうひとつはこの伝承の記述が原始仏教聖典中になく、パーリの註釈書類や『僧伽羅刹所集経』といった後世に成立した文献になってはじめて現れることから、古い伝承とは考えられないという理由で、この伝承をまったく取るに足らないとするものである⁽³⁾。

この雨安居地伝承が依拠するに値するものか否か、資料的価値を確定するために我々が注目したのは、原始仏教聖典中に見出される釈尊の雨安居についての記述である。ニカーヤと阿含そして律において、釈尊の所在が示される際に、その時そこで釈尊が雨安居に入っていたことが示されることがある（これを以下に「釈尊雨安居記事」と呼ぶ）。もし雨安居地伝承が古くに成立し、原始仏教聖典に並ぶ重要な伝承であるならば、聖典がこれを無視するはずはなく、たとい聖典がこの伝承にリストの形で言及せずとも、内容的に原始仏教聖典の釈尊雨安居記事と雨安居地伝承との間に調和が見られるはずである。原始仏教聖典と雨安居地伝承が齟齬する要素を有するならば、原始仏教聖典以上に信頼できる資料をわれわれは有していないのであるから、雨安居地伝承に基づいて釈尊伝を再構成することは適当ではないと結論できる。

- (1) 以下に述べる2つの立場については前田恵學著『原始仏教聖典の成立史研究』山喜房仏書林、1964年、pp.69～71に紹介がある。
- (2) 水野弘元著『釈尊の生涯』（春秋社 新装1985年）p.314、中村元著『ゴータマ・ブッダ I』中村元選集〔決定版〕第11巻（春秋社 1992年）p.535以下の記述も、特に否定的な見解は述べられていない。
- (3) 古いところではH. オルデンベルクが *Buddha, Sein Leben, Seine Lehre, Seine Gemeinde*, Berlin, 1881 (p.82 註1) で「ブッダが成道後の第6, 7, 8・・・年に、何を語り、何を行ったかを説く大きなリストが成立した（例えばピガンデーの伝）。これらの後世の成立になるリストが全く無価値であることは、聖典が年次について完全に沈黙を守っていることから明らかである」と述べている。

[2] 雨安居地伝承にはいくつかのヴァリエーションがあり、大きくは2種類に分類できる⁽¹⁾。ひとつは釈尊の成道後から入滅までの45回の雨安居を、「釈尊は成道後第1年の雨安居をバーラーナシーにおいて、第2年の雨安居を王舎城において……過ごされた」として編年史的に地名とその年次を伝えるものであり、もうひとつは「釈尊は舎衛城において23回の雨安居を、王舎城において5回の雨安居を……過ごされた」として順不同で各地における雨安居の回数のみを伝えるものである。

- (1) 以下の詳細は【論文5】「原始仏教聖典資料に記された釈尊の雨安居地と後世の雨安居地伝承」『原始仏教聖典資料による釈尊伝の研究』第6号（中央学術研究所 2002年）pp.53～128

[2-1] 年次の情報を伝えるものは、南伝ではパーリのアッタカターの *AN-A* (*Manorathapūraṇī*) と *Buddhavaṃsa-aṭṭhakathā* (*Madhuratthavilāsini*) がある。これとほぼ同じものが、19世紀に著された書物であるが、ビルマに伝わる伝承である P. Bigandet の *The Life or Legend of Gaudama* とスリランカの伝承によってまとめられた R. Spence Hardy の *A Manual of Buddhism* 中にも紹介されている⁽¹⁾。*AN-A* と *Buddhavaṃsa-aṭṭhakathā* は全く同じ伝承を伝え、Bigandet と Hardy が伝えるものはそれらといくらか異なっているが、ソースが異なるとは考えにくい。同じ伝承からの垂流であろう。異同が生じた由来については不明であるが、アッタカターの情報が誤って伝わったものかもしれない。

北伝では『僧伽羅刹所集経』が年次を伝える伝承である。アッタカターの伝承との間に異同があるものの、共通する部分が多く、南伝と北伝の雨安居地伝承が無関係に成立したものであることを示している。

『十二遊経』も年次を伝えるものであるが、成道後の12年間の釈尊の事績を伝えるのみ

である。雨安居地伝承に類するものと考えられるが、他の伝承と内容に類似がほとんど見られず系統を異にするものである⁽²⁾。

本論末に付表1として諸雨安居地伝承の対照表を挙げるので参照されたい。

- (1) 【論文5】の執筆後、雨安居地リストを挙げる資料として新たに *Jinakālamāli* と *Paṭhamasambodhi* の伝承を見出した。*Jinakālamāli* (ed. by A. P. Buddhadatta, PTS, 1962, pp.30~35) のものは第13年と第18年の Cāliya 山を Pāliya 山と綴ることを無視すれば、第19年を除いて AN.-A と *Buddhavamsa-aṭṭhakathā* のものと一致している。*Paṭhamasambodhi* (ed. by George Coedès, edition prepared by Jacqueline Filliozat, PTS, Oxford, 2003, pp. 231~233) のものはもっと大きく異なっている(詳細は本論末の付表1を参照のこと)が、*Jinakālamāli* は1516/1517の成立であり、*Paṭhamasambodhi* の当該個所は恐らくもっと新しいため、後世の垂流とみなして本論ではこの両者を扱わない。なお *Paṭhamasambodhi* の当該個所の詳細については2009年3月発刊の岩井昌悟「*Paṭhamasambodhi* 第14章 Parinibbāna-kathā 訳注研究(1)」(『東洋学論叢』東洋大学文学部紀要第62集インド哲学科篇 XXIV 所収)を参照されたい。
- (2) これについては【論文7】「『仏説十二遊経』の仏伝伝承——成道後12年間の雨安居地を中心にして」『原始仏教聖典資料による釈尊伝の研究』第7号(中央学術研究所 2003年) pp.119~155を参照されたい。

[2-2] 回数を伝えるものには、南伝では *Dhammapada-A* が舎衛城における雨安居を25回(祇園19回、東園6回)、カピラヴァットゥにおける雨安居を1回とする。これは年次を伝えるアッタカターの情報と比較した場合、雨安居の回数に着眼すれば、齟齬するものではない。

北伝では『八大霊塔名号経』と『プトン仏教史』がある。この両伝承は源泉を同じくする⁽¹⁾。

年次を伝える伝承と回数を伝える伝承とで、挙がる地名はほぼ一致しているため⁽²⁾、年次を伝えるものと回数を伝えるものとが無関係に成立したとは考えられない。

ところで、もし回数のみを伝える伝承が年次を伝える伝承に先行して成立し、後に年次に恣意的に並べられたとするならば、つまり年次についてこの伝承は単なる創作であるとするれば、雨安居地伝承の資料的価値が著しく減少する。特にアッタカターの年次を伝える伝承において、成道後第21年以降、『僧伽羅刹所集経』においては成道後第26年以降、成道後第44年までが全て舎衛城とされていることは、そのような操作の結果とも見られなくもない。しかしながら、文献の成立年代から考えるならば、年次の伝承を有する『僧伽羅刹所集経』の成立が、作者僧伽羅刹の生存年代から1~2世紀ごろとされるのに対し、回数の伝承を記す宋の法賢訳『八大霊塔名号経』や1322年に書かれた『プトンの仏教史』は、それよりも後代の成立である。断定は避けるべきではあるが、年次の伝承は回数の伝承に先行すると思われる。回数の伝承は記憶を助けるためのもので、年次伝承を土台にしていると考えるのが自然と思われるからである⁽³⁾。

- (1) 【論文5】「原始仏教聖典資料に記された釈尊の雨安居地と後世の雨安居地伝承」『原始仏教聖典資料による釈尊伝の研究』第6号(中央学術研究所 2002年) p.065
- (2) 同上、p.073
- (3) ただし年次の伝承と回数の伝承の先後について、参考までにジャイナ教の開祖マハーヴィーラの雨安居(cātur-māsa)地伝承では結論が逆になることを付言する。*Kalpasūtra* (SBE, vol. X

XII p.264) は、マハーヴィーラの出家後第 42 年までの雨安居を、「マハーヴィーラは最初の雨期を Asthikagrāma で、3つの雨期を Campā と Prṣṭhacampā で、12の雨期を Vaiśālī と Vāṇijyagrāma で、14の雨期を Rājagṛha と Nālandā の近郊で、6の雨期を Mithilā で、2雨期を Bhadrīkā で、Ālambhikā、Paṇitabhūmi (Rādha-deśa) ?, 舎衛城で一回ずつ、最後の雨期をパーパー (パーヴァー) のハスティパーラ王の高官の公邸で過ごした (In that period, in that age the Venerable Ascetic Mahāvīra stayed the first rainy season in Asthikagrāma, three rainy seasons in Campā and Prṣṭhacampā, twelve in Vaiśālī and Vāṇijyagrāma, fourteen in Rājagṛha and the suburb of Nālandā, six in Mithilā, two in Bhadrīkā, one in Ālambhikā, one in Paṇitabhūmi one in Śrāvastī, one in the town of Pāpā in king Hastipāla's office of the writers: that was his very last rainy season. (122)) 」と、42回の雨安居の内訳を伝える。最初と最後の雨安居を除いて、回数のみを伝える伝承になっている。

ところが、*Kalpasūtra* よりも後代の伝承において、年次の伝承が現れる。Muṇi Ratna-Prabha Vijaya 著 *Śramaṇa Bhagavān Mahāvīra, His Life and Teaching* の vol. II (part I, II) はマハーヴィーラの編年記体の詳細な伝記であり、釈尊について Bigandet の伝えるものと同様の形で、第何年の雨安居をマハーヴィーラが何処で過ごしたかが逐一記されている。これは 20 世紀の中頃に英語で執筆された書であるが、用いられている資料はもっと古くに遡るものであろう。これに従ってマハーヴィーラの 42 回の雨安居を整理すれば以下のようになる (Muṇi Ratna-Prabha Vijaya, *Śramaṇa Bhagavān Mahāvīra, His Life and Teaching*. Delhi 1948~1950. なお Nand Kishore Prasad, *Studies in Buddhist and Jaina Monachism* ,Bihar 1972, pp. 177~178 に一覧があり、脚注に Pt. Kalyan Vigayaji, *Śramaṇa Bhagavāna Mahāvīra, Prastāvanā* が参考にあげられているが、この書と Muṇi Ratna-Prabha Vijaya の書の関係は不明である)。

<i>Kalpasūtra</i>	<i>Śramaṇa Bhagavān Mahāvīra</i>
Asthikagrāma (1 回)	第 1 年
Campā と Prṣṭhacampā (3 回)	Campā 第 3, 12 年 (2 回) Prṣṭhacampā 第 4 年 (1 回)
Vaiśālī と Vāṇijyagrāma (in Videhadeśa) (12 回)	Vaiśālī 第 11, 14, 20, 31, 32, 35 年 (6 回) Vāṇijyagrāma 第 15, 17, 21, 23, 28, 30 年 (6 回)
Rājagṛha と Nālandā の近郊 (14 回)	Nālandā 第 2, 34, 38 年 (3 回) Rājagṛha 第 8, 13, 16, 18, 19, 22, 24, 29, 33, 37, 41 年 (11 回)
Mithilā (6 回)	第 25, 26, 27, 36, 39, 40 年 (6 回)
Bhadrīkā (2 回)	Bhaddila 第 5 年 (1 回) Bhadrīkā 第 6 年 (1 回) ※ <i>Kalpasūtra</i> では Bhaddila が Bhadrīkā と同一の地 と見なされているのであろう。
Ālambhikā (1 回)	第 7 年 (1 回)
Paṇitabhūmi? Rādha-deśa? (1 回)	第 9 年 (1 回)
舎衛城 (1 回)	第 10 年 (1 回)
パーパー (1 回)	第 42 年 (1 回)

【2】 原始仏教聖典中の釈尊雨安居記事によって確認される釈尊雨安居地

【0】 【論文5】の【2】-【1】以下に抽出された記事は地名別にまとめものであるが、対応経ごとに整理されていなかったために厳密な考察に不向きであった。そのため【資料集5】では、扱う資料範囲を拡大した上で、さらに対応経が一目瞭然となるようにまとめた。しかし後者は地名別に整理されていないため、ここにもう一度【資料集5】の情報から得られる雨安居記事が、地名別にどのようなになっているかを示さなければならない。

ある特定の聖典中の記事を、釈尊の雨安居時の記述であると判定する基準については、【資料集5】の「釈尊の雨安居記事とする表現様式」を参照されたい。

以下のリストにおける【 】内の数字は、【資料集5】において行った、

- 【1】 パーリ資料と漢訳資料が共通するもの
- 【2】 パーリ資料と漢訳資料の一部が共通するもの
- 【3】 パーリ資料のみが伝えるもの
- 【4】 漢訳資料のみが伝えるもの
- 【5】 その他

の分類のいずれに該当するかを示す。《 》はそこに分類された記事の単なる通し番号である。〔 〕は雨安居地を示す。個々の記事の所在や内容の詳細については【 】-《 》で示された数字によって【資料集5】の該当箇所を参照されたい。

[1] ヴェーサーリー

- 【1】 - 《1》 釈尊が竹林村で雨安居し、重い病にかかる。〔竹林村〕
- 【2】 - 《5》 ヴァッグムダー河畔で雨安居に入った諸比丘が偽って上人法を説く。第4波羅夷（大妄語戒）の因縁。〔大林重閣講堂：竹林村：舎衛城〕
- 【2】 - 《6》 ヴァッグムダー河畔で雨安居に入った諸比丘が上人法を宣伝して供養を得る。実得道向未受具者説戒の因縁。〔大林重閣講堂：竹林村：舎衛城〕
- 【4】 - 《17》 ヴェーサーリーで疫病が蔓延し、釈尊は王舎城で雨安居に入ろうとしていたが、ヴェーサーリーに赴く。〔王舎城・竹林園→ヴェーサーリー・獼猴池辺〕
- 【4】 - 《26》 十七群比丘が雨安居して臥坐具を片づけずに去り、臥坐具が腐ってしまい、後から来た六群比丘がこれを見て非難する。覆処敷僧物戒の因縁。〔ヴェーサーリー〕
- 【4】 - 《28》 諸比丘が蚊虻を避けて舎衛城、瞻波城、迦維羅衛城、王舎城で雨安居する。「蚊虻を許す」。〔ヴェーサーリー〕
- 【4】 - 《31》 スディンナ・カラダカプッタが郷土から離れてコーサラ国の一処で雨安居を過ごし、雨安居を終えてからヴェーサーリーに戻る。第一波羅夷（姪戒）の因縁。〔ヴェーサーリー〕
- 【4】 - 《51》 雨安居が終わってヴェーサーリーに到来した諸比丘に房舎が行き渡らず、樹下に住したある比丘が「梵行に堪えられない」と口にする。「捨戒でなく戒羸」。〔ヴェーサーリー〕
- 【5】 - 《4》 釈尊が不浄観を説いて後、独坐に入り、その間に不浄観を修した諸比丘が自

殺してしまう。釈尊が独坐から起たれて数息観を説く。〔（大林重閣講堂）〕

[2] 王舎城

- 【1】 - 《2》 プナ・マンターニプッタと舍利弗の問答、七伝駟車の喩。〔竹林園〕
- 【1】 - 《4》 釈尊が外道サクルダーイと問答する。〔竹林園〕
- 【1】 - 《6》 ダーナンジャーニが死んで梵天界に生まれる。〔竹林園〕
- 【1】 - 《16》 ダニヤ陶師子がレンガで房舎を作る。第二波羅夷（盜戒）の因縁。〔（耆闍崛山）〕
- 【1】 - 《26》 釈尊が少数の弟子を連れて南山に遊行する。10年間依止の規則を5年間に緩和する。〔（竹林園）〕
- 【2】 - 《2》 釈尊が自恣の日に自身の非を問い、舍利弗が非を見ないと答える。舍利弗の問いに釈尊が答えて、500人の諸比丘の得ている境地を説く。ヴェンギーサ長老が自恣を称える。〔舎衛城・東園鹿子母講堂：王舎城・竹林園〕
- 【2】 - 《8》 釈尊が王舎城におられた時、比丘尼が雨期中に遊行した。（比丘尼）雨期遊行戒の因縁。〔王舎城・竹林園：舎衛城（・祇園）〕
- 【2】 - 《9》 比丘尼が雨期を終えても遊行に出なかった。（比丘尼）安居竟不去戒の因縁。〔王舎城（・竹林園）：舎衛城（・祇園）〕
- 【2】 - 《10》 諸比丘尼が比丘僧伽で自恣をしなかった。（比丘尼）二部僧中不自恣戒の因縁。〔舎衛城・祇園：王舎城〕
- 【2】 - 《11》 比丘らが雨期にも遊行し、雨安居が定められる。入雨安居韃度の記述。〔王舎城・竹林園：舎衛城〕
- 【3】 - 《1》 釈尊が沙門果を阿闍世王に説く。〔ジーヴァカのアンバ林〕
- 【3】 - 《9》 カーシで雨安居を終えた比丘が王舎城・竹林園におられた釈尊に会いに来る。給与者なしに果実を食することが許される。〔竹林園〕
- 【3】 - 《10》 アーラヴィーの諸比丘が房舎を作るために際限なく乞求する。無主僧不処分過量房戒の因縁。〔竹林園〕
- 【3】 - 《11》 六群比丘が多量の糸を乞うて織工に衣を織らせる。自乞縷使非親織戒の因縁。〔竹林園〕
- 【3】 - 《12》 大会時を別衆食戒の免除の条件の一とする。〔王舎城〕
- 【4】 - 《1》 釈尊が王舎城で雨安居し、布薩時に波羅提木叉を説いてから30の比喩を説く。〔竹林園〕
- 【4】 - 《3》 目連が諸比丘に教え難き者と易い者の性質などについて説法する。〔竹林園〕
- 【4】 - 《11》 金剛子が阿羅漢になる。〔竹林園〕
- 【4】 - 《12》 舍利弗と目連の入滅。〔竹林園〕
- 【4】 - 《17》 ヴェーサーリーで疫病が蔓延し、釈尊は王舎城で雨安居に入ろうとしていたが、ヴェーサーリーに赴く。〔竹林園→ヴェーサーリー・獼猴池辺〕
- 【4】 - 《32》 ピリンダヴァッチャが五種薬を蓄えて房舎を汚す。畜七日薬過限戒の因縁。〔舎衛城：王舎城・竹林園〕
- 【4】 - 《42》 自恣の日の安居施（衣物）の許可。〔王舎城〕

- 【4】 - 《43》自恣の日の安居施（所須物）の許可。〔王舎城〕
- 【4】 - 《48》六群比丘が展転して清浄、欲、自恣、除罪を与える。釈尊がこれを禁じる。
〔王舎城〕
- 【4】 - 《50》舍利弗が親族を利益するために那羅聚落に行ってそこで雨安居しようとしたが、釈尊とも離れ難い。釈尊が王舎城と那羅聚落を一布薩界とする。〔竹林園〕
- 【4】 - 《52》処々で雨安居を過ごし終わって王舎城の釈尊のもとに至った諸比丘がいろいろな精舎に住し、その1つの猿猴精舎で、旧住の比丘が猿と不浄を行う。「畜生と犯す者も波羅夷」。第一波羅夷「淫戒」の因縁。〔王舎城〕
- 【4】 - 《68》ピリンダヴァッチャがカッティカ賊に誘拐された甥を神通力で救出する。
〔竹林園〕
- 【4】 - 《70》ダッパ・マッラプッタが分臥具人兼分食人になり、友比丘と地比丘が自分たちに劣悪な房舎、食事を割り当てられることを恨み、ダッパが波羅夷罪を犯したと無根の罪で彼を誹謗する。無根重罪謗他戒の因縁。〔竹林園〕
- 【4】 - 《72》釈尊が王舎城で雨安居を終えて舎衛城に赴かれる。王舎城の商人が舎衛城までの道のりの2由旬ごとに資具を用意する。ついてきた裸形外道がおこぼれに預かる。与外道食戒の因縁。〔竹林園〕
- 【4】 - 《74》ビンビサーラとピリンダヴァッチャの姉の夫が同時期に供養を申し出る。「別請を受けてよい」。〔竹林園〕
- 【4】 - 《75》出家したロールカ王、ウドラーヤナが殺害される。〔竹林園〕
- 【5】 - 《1》釈尊が王舎城で比丘を講堂に集めて七不退法を説く。それからアンバラッティカーに赴く〔耆闍崛山〕
- 【5】 - 《5》ソーナ・クティカンナがマハーカッチャーナのもとでようやく出家してから釈尊に会いに来る。〔舎衛城・祇園：王舎城・耆闍崛山〕

[3] 舎衛城

- 【1】 - 《3》釈尊が諸比丘に一坐食（ekāsanabhojana）を食することを勧めるが、バツダーリ比丘がそれに従わず、3ヶ月間、釈尊に対面しない。〔祇園〕
- 【1】 - 《7》釈尊が舎衛城・東園鹿子母講堂で自恣の日に諸比丘に数息観などを説く。
〔東園鹿子母講堂：祇園〕
- 【1】 - 《8》作衣時に仕事をしないでじっとしていた新参の比丘を、釈尊がすでに阿羅漢果を得ていると称える。〔（祇園）〕
- 【1】 - 《12》イシダッタとプラーナが雨安居を終えた釈尊から説法を受ける。〔（祇園）〕
- 【1】 - 《13》雨安居の終わりに舍利弗がある比丘に非難される。〔祇園〕
- 【1】 - 《14》ヤソージャが500人の比丘とともに舎衛城に至るが、騒々しくして、釈尊によって追放され、ヴァッグムダー河畔で雨安居に入る。〔（祇園）〕
- 【1】 - 《17》アッサジとプナッバスがキターギリで悪行を行い、ある比丘がカーシ国で雨安居を過ごしてからキターギリにやってきてそれを見て、舎衛国に帰った時に釈尊に報告する。汚家擯謗違諫戒の因縁。〔祇園〕
- 【1】 - 《18》釈尊の独坐中にウパセーナが到来し、釈尊が阿蘭若住者・乞食者・糞掃衣者

- に仏に随意に会うことを許す。〔祇園〕
- 【1】 - 《19》遠地に行く大臣がその前に安居施を行おうとしたが、雨安居時にあたり比丘が拒む。過前受急施衣過後畜戒の因縁。〔（祇園）〕
- 【1】 - 《20》釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、カッティカ賊が比丘を襲う。有難蘭若離衣戒の因縁譚。〔（祇園）〕
- 【1】 - 《21》六群比丘が雨安居に入るために、精舎を修理していた諸比丘を追い出す。牽他出房戒の因縁。〔（祇園）〕
- 【1】 - 《22》作衣にとりかかっていたウダーインが、比丘尼に請われて衣を縫う。与非親尼作衣戒の因縁。〔祇園〕
- 【1】 - 《23》トゥッラナンダー比丘尼が非時衣として布施された布を時衣として分配してしまう。（比丘尼）非時衣戒の因縁。〔（祇園）〕
- 【1】 - 《24》トゥッラナンダー比丘尼が雨安居中に他比丘尼に房を譲り、後で追い出す。（比丘尼）牽他出房戒の因縁。〔祇園〕
- 【1】 - 《25》比丘尼が比丘のいないところで雨安居を過ごし、教誨を受けられなかった。（比丘尼）無比丘住处安居戒の因縁。〔（祇園）〕
- 【1】 - 《27》ウデーナ優婆塞が精舎を建立して僧伽を招待したが、雨安居の間待つように言われて怒る。7日に限っての外出が許される。〔（祇園）〕
- 【1】 - 《28》釈尊が舎衛城におられた時、比丘たちが沈黙の約束をして雨安居を過ごす。〔（祇園）〕
- 【1】 - 《29》パーテッヤ（パーヴェッヤ）にいた諸比丘が舎衛城で雨安居しようと思いつつも間に合わず、サーケータで雨安居に入る。迦絺那衣の制定。〔（祇園）〕
- 【1】 - 《30》王舎城において給孤独が釈尊を舎衛城における雨安居に招く。〔祇園〕※釈尊が後に祇園精舎で雨安居を過ごされると理解する。
- 【2】 - 《2》釈尊が自恣の日に自身の非を問い、舍利弗が非を見ないと答える。舍利弗の問いに釈尊が答えて、500人の諸比丘の得ている境地を説く。ヴァンギーサ長老が自恣を称える。〔舎衛城・東園鹿子母講堂：王舎城・竹林園〕
- 【2】 - 《3》釈尊が阿那律に八大人念を説き、阿那律が阿羅漢になる。〔バツガ国・スンスマーラギラ・ベーサカラー林・鹿園：舎衛国・祇園〕
- 【2】 - 《4》ナンディヤが、雨安居の終わりに釈尊から、六法（信 *saddha*、持戒 *sīlavant*、発勤 *āraddhaviṛiya*、繫念 *upaṭṭhitasati*、定 *samāhita*、慧 *paññavant*）を成就して五法（如来、法、善友、棄捨、諸天）を憶念すべしとの説法を聞く。〔（祇園）〕※ただし『難提釈経』（大正02 p.505中）は「俱舎梨国」とする。
- 【2】 - 《5》ヴァッグムダー河畔で雨安居に入った諸比丘が偽って上人法を説く。第4波羅夷（大妄語戒）の因縁。〔ヴェーサーリー・大林重閣講堂：ヴェーサーリー・竹林村：舎衛城〕
- 【2】 - 《6》ヴァッグムダー河畔で雨安居に入った諸比丘が上人法を宣伝して供養を得る。実得道向未受具者説戒の因縁。〔ヴェーサーリー・大林重閣講堂：ヴェーサーリー・竹林村：舎衛城〕
- 【2】 - 《7》マハーナーマが四月葉の自恣請をし、六群比丘が過度に要求して彼を困らせ

- る。過受四月薬請戒の因縁。〔カピラ城・ニグローダ園：舎衛城〕
- 【2】 - 《8》 釈尊が王舎城におられた時、比丘尼が雨期中に遊行した。（比丘尼）雨期遊行戒の因縁。〔王舎城・竹林園：舎衛城（・祇園）〕
- 【2】 - 《9》 比丘尼が雨期を終えても遊行に出なかった。（比丘尼）安居竟不去戒の因縁。〔王舎城（・竹林園）：舎衛城（・祇園）〕
- 【2】 - 《10》 諸比丘尼が比丘僧伽で自恣をしなかった。（比丘尼）二部僧中不自恣戒の因縁。〔舎衛城・祇園：王舎城〕
- 【2】 - 《11》 比丘らが雨期にも遊行し、雨安居が定められる。入雨安居鞞度の記述。〔王舎城・竹林園：舎衛城〕
- 【2】 - 《12》 カッサバ姓の比丘が客比丘から不当に挙罪され、釈尊に訴えに行く。チャンパー鞞度の事件。〔チャンパー国：舎衛城〕
- 【3】 - 《2》 釈尊が舎衛城で3ヶ月間独坐し、起って諸比丘に受の因を説く。〔舎衛城〕
- 【3】 - 《4》 舎衛城で雨安居を終えたある比丘がカピラ城に至り、彼が雨安居中に釈尊から受けた教えを人々に説く。〔祇園〕
- 【3】 - 《5》 母と子が雨安居時に近親相姦を犯す。〔祇園〕
- 【3】 - 《6》 六群比丘が先回りしてよい床を先取りしたが、あとから来た長老に奪われ、そこでどうしても雨安居しようとするむりやり就寝場所に割り込む。強敷戒の因縁。〔祇園〕
- 【3】 - 《7》 トウツラナダー比丘尼が衣の入手の期待が薄いにもかかわらず、雨安居を終える比丘尼らに衣がもらえる希望的観測を述べ、比丘尼らはそれを期待して衣時を過ごしてしまう。（比丘尼）薄望得衣過衣時戒の因縁。〔（祇園）〕
- 【4】 - 《2》 阿那律が衣を縫おうとしてできず、釈尊がそれを助ける。〔祇園〕
- 【4】 - 《5》 ローマサカンギヤ比丘がチャンダナ天から賢善一夜（Bhaddekaratta）偈を聞き、雨安居の後に舎衛城で釈尊からその解釈を聞く。〔祇園〕
- 【4】 - 《6》 給孤独が3ヶ月の供養を申し出る。〔祇園〕
- 【4】 - 《10》 多くの比丘がコーサラ国の一林中で雨安居し、去る時に天神が別れを惜しむ。〔祇園〕
- 【4】 - 《14》 月光長者の息子シーヴァリが20歳になって出家し、幾日も経ないうちに阿羅漢になり、舎衛城を去って王舎城・竹林園へ行く。耆闍山の東、広普山の西で雨安居を終えると舎衛城・祇園精舎の釈尊のもとへ来る。〔祇園〕
- 【4】 - 《15》 舎衛城におられた釈尊がピンピサーラ王の請で王舎城で雨安居を過ごされて王からの供養を受ける。〔祇園〕
- 【4】 - 《20》 マハーパジャーパティ・ゴータミーの要請により、比丘尼教誡人の制度が定められる。輒教尼戒の因縁。〔祇園〕
- 【4】 - 《22》 ウデーナ王がウパナダ釈子を雨安居に招く。それを受けて雨安居に入ったウパナダが他所でよりよい布施が受けられると聞いてそちらに移ってまた戻る。〔コーサンビー・ゴータ園：舎衛城・祇園〕
- 【4】 - 《23》 「餅を食するを許す」。〔祇園〕
- 【4】 - 《24》 比丘が衣を精舎に置いて遊行に出る。離三衣宿戒の因縁。〔舎衛城〕

- 【4】 - 《25》 六群比丘が如法の裁決に従わずに、羯磨の取り消しを求めて騒ぐ。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《27》 比丘が賊と同行して釈尊に会いに来る。与賊期行戒の因縁。〔（祇園）〕
- 【4】 - 《30》 「麩漿を飲むを許す」〔祇園〕
- 【4】 - 《32》 ピリンダヴァッチャが五種葉を蓄えて房舎を汚す。畜七日葉過限戒の因縁。
〔舎衛城：王舎城・竹林園〕
- 【4】 - 《33》 施一食処過受戒の因縁。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《34》 阿那律が女性と同宿して誘惑を受けたが拒む。共女人宿戒の因縁。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《35》 ウパセーナ・ヴァンガンタプッタが法臘2歳で法臘1歳に具足戒を与え、雨安居を終えて釈尊のところにくる。〔（祇園）〕
- 【4】 - 《36》 「比丘尼を犯した者を出家させてはならない」。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《37》 自恣の日に病で来られない比丘があった。「病比丘は自恣を与えることを許す」。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《38》 「一説自恣、二説自恣も許す」。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《39》 ある比丘が手に草履をもって跋行した。「軟らかいもので履きものの鼻をつくれ」。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《44》 給孤独の息子である僧迦羅叉が僧を供養する。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《45》 ある阿羅漢が般涅槃し、祇園精舎で僧が供養される。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《49》 両部僧伽が自恣で集まり、追い出された式叉摩那、沙弥、沙弥尼が夜の間
に仲良くなる。「比丘尼は夜に来て自恣を行ってはならない」。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《53》 慈比丘尼と地比丘尼についての処置に従わなかった諸比丘尼が阿闍世王に放逐される。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《54》 釈尊に会いに行こうとする諸比丘尼が、諸比丘と同行しようとして適わず、賊に襲われる。与尼期行戒の免除の条件。〔（祇園）〕
- 【4】 - 《55》 ナンディヤ、キンピラ、バツディヤが塔山で雨安居を過ごしてから釈尊に会いにくる。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《56》 「行時は水浴を許す」。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《57》 雨安居中に上座が法臘に従って房をとるたびに、諸比丘が引越していた。分臥坐具人を選ぶよう定める。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《58》 ある聚落によって雨安居していた比丘が、灌漑工事のために住处を一時離れざるを得なくなる。「求聴羯磨をして一時離れてよい」。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《59》 諸比丘が夏安居に入る前に房舎を修理しなかった。「若し春末月に房舎を修理しなければ越威儀法」。〔祇園〕
- 【4】 - 《60》 房舎が雨漏りしていた。「雨安居中でも房舎を修理すべし」。〔祇園〕
- 【4】 - 《61》 ある比丘が阿蘭若処で雨安居を過ごし終わって去った後に房舎が焼けてしまった。「阿蘭若処で雨安居が終わって去る時に全員で立ち去ってはならない」。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《62》 比丘尼が外道尼ともめる。訴訟戒の因縁。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《63》 雨安居を終えたヴェーサーリーの比丘尼が舎衛城の釈尊のもとへ赴く途中に賊に襲われる。国外恐怖処遊行戒の因縁。〔舎衛城〕

- 【4】 - 《64》迦梨比丘尼が他のところで雨安居を過ごし、帰ってきて自分の房を返せと
て争いとなる。故意惑惱戒の因縁。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《65》雨安居を終えて舎衛城の釈尊のもとに向かったある比丘が商主と同行する。
商主が関税を支払いたくないため、彼に知らせずに一時預かる。第二波羅夷（盜戒）
の因縁。〔（祇園）〕
- 【4】 - 《66》王舎城で雨安居を過ごし終えたある比丘が、壊色していない畳をそれと知ら
ずにあやまって税関で申告する。第二波羅夷（盜戒）の因縁。〔祇園〕
- 【4】 - 《67》目連がカッティカ賊に誘拐された給孤独長者の息子を神通力で救う。〔祇園〕
- 【4】 - 《69》カッティカ賊に襲われて身包み剥がれた諸比丘が裸で舎衛城に至る。〔祇園〕
- 【4】 - 《71》ウダーインは元の妻グッターの出家を待たずに王舎城に去ってそこで雨安居
を過ごす。使非親尼浣故衣戒の因縁。〔祇園〕
- 【4】 - 《73》露地然火戒の因縁。〔祇園〕
- 【4】 - 《76》ゴーシタ園の寄進。〔祇園〕
- 【4】 - 《77》ヴィサーカー・ミガーラマターが雨浴衣の布施を釈尊から許される。衣韃
度の記事と雨衣過量戒の因縁。〔祇園〕
- 【5】 - 《2》ブンナがスナーパランタに赴く。〔舎衛城・祇園：摩鳩羅無種山〕
- 【5】 - 《5》ソーナ・クティカンナがマハーカッチャーナのもとでようやく出家してから
釈尊に会いに来る。〔舎衛城・祇園：王舎城・耆闍崛山〕

[4] ヴィデーハ

- 【1】 - 《5》ブラフマーユの弟子ウッタラが、ヴィデーハ国におられた釈尊に7ヶ月（漢
訳では「夏四月」）付き従う。〔ヴィデーハ〕

[5] 釈迦国・カピラ城

- 【1】 - 《9》釈尊がカーラケーマカ精舎とガターヤの精舎に行き、作衣を行っていた阿
難のために空について説く。〔ニグローダ園〕
- 【1】 - 《11》マハーナーマが遊行に出る直前の釈尊のもとを訪れる。〔ニグローダ園〕
- 【2】 - 《7》マハーナーマが四月薬の自恣請をし、六群比丘が過度に要求して彼を困らせ
る。過受四月薬請戒の因縁。〔カピラ城・ニグローダ園：舎衛城〕
- 【4】 - 《4》マハーパジャーパティ・ゴータミーが釈尊に女人の出家を願い出る。〔ニ
グローダ園〕
- 【4】 - 《78》供養の食を運ぶ途中で釈迦族の婦女が賊に襲われる。有難蘭若受食戒の因縁。
〔ニグローダ園〕

[6] パーリレツヤカ (Pārileyyaka)

- 【1】 - 《10》釈尊がコーサンビー（または舎衛城）からパーリレツヤカに赴く。〔パーリ
レツヤカ〕

[7] ヴェーランジャー (Verañjā)

- 【1】 - 《15》 ヴェーランジャ・バラモンが優婆塞になる。釈尊がヴェーランジャーで馬麦を食して雨安居を過ごされる。〔ヴェーランジャー〕
- [8] 釈迦国・ヴェーダンニャ (Vedañña) と呼ばれる釈迦族の人々のアンバ林 (ambavana) 中の高殿 (pāsāda) または釈迦国・サーマ村 (Sāmagāma)
- 【2】 - 《1》 チュンダ沙弥がニガンタ・ナータプッタの死を釈尊に伝える (1)。
(1) *DN.029 Pāsādika-s.* (vol. III p.117) は「ヴェーダンニャのアンバ林」、*MN.104 Sāmagāma-s.* (vol. II p.243) は「サーマ村」。ただし『中阿含経』196「周那経」(大正01 p.752下)はヴァッジ(跋耆)国の舎弥村とする。
- [9] バッガ国・スンスマーラギラ (Suṃsumāragira)
- 【2】 - 《3》 釈尊が阿那律に八大人念を説き、阿那律が阿羅漢になる。〔バッガ国・スンスマーラギラ・ベーサカラー林・鹿園：舎衛国・祇園〕
- [10] チャンパー (Campā)
- 【2】 - 《12》 カッサバ姓の比丘が客比丘から不当に挙罪され、釈尊に訴えに行く。チャンパー韃度の事件。〔チャンパー国：舎衛城〕
- [11] イッチャーナンガラ (Icchānaṅgala)
- 【3】 - 《3》 釈尊がイッチャーナンガラで3ヶ月間独坐し、独坐から立って諸比丘に受の因を説く。〔イッチャーナンガラ林〕
- [12] バーラーナシー (Bārāṇasī)
- 【3】 - 《8》 釈尊が雨安居された後、ウルヴェーラーに赴かれる。〔バーラーナシー〕
- 【4】 - 《40》 優婆夷が自身の肉を病比丘に与える。「人肉を食してはならない」。〔(イシパタナ・鹿野園)〕
- [13] アヌピヤー (Anupiyā)
- 【3】 - 《13》 釈迦族の子弟が出家し、その雨期の間にバツディヤが三明を現証した。〔アヌピヤー〕
- [14] 三十三天
- 【4】 - 《7》 釈尊が三十三天でマーヤーに説法する。〔三十三天〕
- [15] 釈迦国・メーダルンパ (弥城留利邑 Medaḷumpa)
- 【4】 - 《8》 ミガサーラー (鹿住) が、梵行者であった父と非梵行者であった叔父への記別が同じであることに不満を言う。〔メーダルンパ〕
- [16] 釈迦国・シラーヴァティー (釈氏石主釈氏聚落 Silāvati)

- 【4】 - 《9》 魔が諸比丘の邪魔をするために老婆羅門の姿をとってあらわれて、「未だ若いのであるから愛欲を享受せよ」と誘惑する。〔シラーヴァティー〕
- [17] コーサンビー
- 【4】 - 《13》 釈尊がコーサンビー・ゴーシタ園におられた時、舎衛城で雨安居を過ごしたある比丘がコーサンビーに来る。途中ウデーナ王と一悶着ある。〔ゴーシタ園〕
- 【4】 - 《21》 雨安居の時期にウデーナ王が出家した大臣を還俗させようとして、釈尊は彼に場所を移動することを許す。〔コーサンビー〕
- 【4】 - 《22》 ウデーナ王がウパナンダ釈子を雨安居に招く。それを受けて雨安居に入ったウパナンダが他所でよりよい布施が受けられると聞いてそちらに移ってまた戻る。〔コーサンビー・ゴーシタ園：舎衛城・祇園〕
- [18] ウルヴェーラー
- 【4】 - 《16》 ウルヴェーラ・カッサパの請により、釈尊が3ヶ月をウルヴェーラーで過ごす。〔ウルヴェーラー〕
- [19] 釈迦国・アーマラキー林（闇婆梨果園 āmalakivana）
- 【4】 - 《18》 釈尊が騒々しくした比丘たちを連れてきた舎利弗・目連を去らせようとする。〔アーマラキー林〕
- [20] コーサラ国
- 【4】 - 《19》 コーサラ国で雨安居を終えた諸比丘が釈尊のもとに赴く途中で賊に身包み剥がされ、裸で祇園精舎に行く。従非親俗人乞衣戒の因縁。〔コーサラ国〕
- 【4】 - 《46》 釈尊が大比丘衆とともに雨安居に入ったが、安居比丘が少なく、臥坐具が余る。〔コーサラ国〕
- [21] パーヴァー（波旬邑 Pāvā）
- 【4】 - 《29》 釈尊がロージャ・マッラを教化し、彼が仏・僧に供養することを申し出た餅を食することを諸比丘に許す。〔パーヴァー〕
- [22] アンダカヴィンダ（阿那伽賓頭国 Andhakavinda）
- 【4】 - 《41》 浄地羯磨を定める。〔アンダカヴィンダ〕
- [23] カーシー
- 【4】 - 《47》 知食人を立てることを定める。〔カーシー〕
- [24] 摩鳩羅無種山（Maṅkulakārāma?）
- 【5】 - 《2》 プンナがスナーバランタに赴く。〔舎衛城・祇園：摩鳩羅無種山〕

[25] 釈迦国・デーヴァダハ (Devadaha)

【5】 - 《3》 西方で雨安居を過ごそうとする諸比丘が舍利弗の説法を聞く。〔デーヴァダハ〕

【3】 雨安居地伝承と原始仏教聖典中の釈尊雨安居地の矛盾

[0] 原始仏教聖典中の釈尊の雨安居記事と雨安居地伝承の齟齬を示す。【論文5】の繰り返しになるところもあるが、【論文5】の時点では聖典記事の整理が未だ不完全であったため、ここに再びとりあげて整理しなおすことにしたい。

注意すべきこととして、雨安居地伝承とパーリ聖典の記事の間に齟齬があっても、その対応する漢訳聖典記事では矛盾が生じないケースがある。また聖典記事における釈尊の雨安居への言及の確実さが一様ではなく、解釈によっては雨安居と結びつかない、あいまいな記述もある。【資料集5】ではある聖典中の記事が釈尊の雨安居記事であると判断する根拠となる表現様式を、その確実さの度合いに従って①～⑮の番号を付して整理し、以下のものとしている。以下の論述において（ ）内の番号は以下の表現様式との対応を示す。

- ① 釈尊が某処で雨安居を過ごされたと明記される場合
- ② 釈尊が某処で自恣の日を迎えられたとする場合
- ③ 釈尊が某処におられた時、某比丘が某処で雨安居を過ごしたという場合
- ④ 釈尊が某処におられた時、某比丘が作衣を行っていたという場合
- ⑤ 釈尊がA 処におられた時、某が釈尊にB 処で雨安居されるよう要請して受諾される場合
- ⑥ 某比丘が雨安居に入るために某処におられる釈尊に会いに来たという場合
- ⑦ 某比丘が雨安居を終えて某処におられる釈尊に会いに来たという場合
- ⑧ 釈尊が3ヶ月乃至4ヶ月間、もしくはそれ以上の期間（例えば7ヶ月）、某処に留まっておられたという場合
- ⑨ 釈尊が某処におられた時、某比丘が3ヶ月乃至4ヶ月間、某処に留まっていたという場合
- ⑩ 四月葉の自恣請に関するもの
- ⑪ 釈尊がコムディー (komudī カッティカ月の満月の日=古代の中国暦の8月15日) を迎えられた場合
- ⑫ 釈尊のもとに到来した某比丘に対して、釈尊が「がまんできるか。元気にしているか。労苦なくやって来られたか。どこからやってきたのか」 (kacci bhikkhu khamaniyaṃ, kacci yāpaniyaṃ, kacci appakilamathena addhānaṃ āgato, kuto ca tvaṃ bhikkhu āgacchasi) などと声をかける場合
- ⑬ 釈尊のもとに至った某比丘が「我々は久しく釈尊に直面して法話をお聞きしていない。」 (cirassutā kho no bhagavato sammukhā dhammī kathā) と阿難などにうたえる場合
- ⑭ 釈尊が某処におられた時、某比丘が雨安居に入ろうとしていたという場合

⑮釈尊が阿難に周辺の諸比丘を講堂に集めさせて説法する場合

[1] 第一の矛盾点は、原始仏教聖典中に釈尊の雨安居として記述されている地が、雨安居地伝承に挙がっていないことである。雨安居地伝承は釈尊の成道後の45年の雨安居地をもらさずリストアップした伝承であるため、原始仏教聖典において釈尊が雨安居を過ぎたとされる地が雨安居地伝承に挙がらなければ、それは齟齬である。そのような地としては以下のものがある。これらの地は南伝系、北伝系両方の雨安居地伝承に挙がっていない地である。なお釈尊のある事績をそれが釈尊の雨安居時のこととする文献が齟齬を来たすのであり、雨安居としない場合は齟齬ではないことに注意を要する。

[1-1] パーリ資料と漢訳資料が共通する雨安居地

ヴィデーハ【1】 - 《5》

『中阿含経』161「梵摩経」（大正01 p.685上）：釈尊がヴィデーハ（鞞陀提）国を遊行しておられた時に、ミティラー（弥薩羅）にあったブラフマーユ（梵摩）という名のバラモンが、釈尊のことを耳にしてその三十二大人相を確かめようと、弟子のウッタラ・年少バラモン（優多羅摩納）を釈尊のもとに派遣する。ウッタラ年少バラモンは「夏四月」の間、釈尊に付き従い、夏四月を過ぎてミティラーに帰ってブラフマーユに報告する（①）。釈尊もミティラーに到来し、ブラフマーユを優婆塞にする。

この記事によれば釈尊がヴィデーハ国のいづこか、ただしミティラー以外の場所で「夏四月」の雨安居を過ぎたことになる。雨安居地伝承にヴィデーハ国は含まれていないので齟齬である。

対応経の *MN.091 Brahmāyu-s.* (vol. II p.133) ウッタラが釈尊に付き従った期間を「7ヶ月」(satta māsaṇi) とする。またミティラーに滞在した期間は「7日」とされる。この「7ヶ月」が雨安居時のことであるか否かは明確ではないが、何処かに7ヶ月滞在されたとする記事を聖典中では他に見出すことができないこともあり、7ヶ月の間ヴィデーハ国内にあったのであれば、釈尊はヴィデーハ国のいづこかで雨期を過ぎたのではないかと考えられる（⑧）。

[1-2] パーリ資料と漢訳資料の一部が共通する雨安居地

釈迦国・ヴェーダンニャのアンバ林、釈迦国・サーマ村：ヴァッジ国・舎弥村【2】
- 《1》

ニガンタ・ナータプッタの死の知らせをもって、雨安居終了後にチュンダ沙弥がパーヴァーから、まず阿難のもとを訪れ、それから二人そろって釈尊のもとに至る（⑦）という記事である。

これをパーリ資料と漢訳資料が共通して伝えているが、細部が異なり、特に釈尊と阿難の所在が異なっている。またパーリにおいても伝承が2種ある。

DN.029 Pāsādika-s. は、釈尊の所在を釈迦国のヴェーダンニャという釈迦人のアンバ林とし、阿難の所在をサーマ村とする。

『長阿含経』017「清浄経」は釈尊と阿難の所在を「迦維羅衛國・緬祇優婆塞林中」とす

る。「緬祇」が「ヴェーダンニャ」に対応するならば、これはカピラヴァットウ中の地と見なされていることになる。DN.029のサーマ村に対応する地は記されていない。

MN.104 *Sāmagāma-s.*は釈尊と阿難の所在を釈迦国のサーマ村とする。

『中阿含経』196「周那経」も釈尊と阿難の所在を「舎弥村」とするが、これをヴァッジ(跋耆)国中の地とする。

『息諍因縁経』は釈尊と阿難の所在を「舎摩迦子聚落」とするのみで、釈迦族の地とはされていない。

雨安居地伝承が示す釈尊の雨安居地の中、釈迦族の地はカピラヴァットウのみである。ここに挙がるヴェーダンニャやサーマ村がたとえ釈迦族の地であっても、カピラヴァットウでなければ、雨安居地伝承には挙げられていない地であることになり、齟齬である。またヴァッジ国の「舎弥村」にしても「舎摩迦子聚落」にしても雨安居地伝承には対応する地名が挙げられない。『長阿含経』107の記事のみは、緬祇をカピラヴァットウ中の地とするので、雨安居地伝承との齟齬はない⁽¹⁾。

(1) DN.029と『長阿含経』「清浄経」では、釈尊の所在はヴェーダンニャであり、阿難の所在はサーマ村である。MN.104 *Sāmagāma-s.*と『中阿含経』196「周那経」は、釈尊と阿難の両者の所在をサーマ村とする。ヴェーダンニャのアンバ林とサーマ村が同一、または近い地であれば、この両伝に整合性が見出せるが、別の地であるかもしれない。

なおヴェーダンニャのアンバ林とサーマ村はアッタカターでは以下のように註釈されている。DN.029には「ある時、世尊は釈迦国の『ヴェーダンニャ』と呼ばれる釈迦族の家族の所有するアンバ林中の高殿におられた」(ekam samayaṃ bhagavā sakkesu viharati vedhaññā nāma sakyā, tesam ambavane pāsāde)とあり、DN-A. (vol.III p.905)によれば、「ヴェーダンニャという名の釈迦族とは、弓の訓練を積んだヴェーダンニャという名のある釈迦人」(vedhaññā nāma sakyā ti dhanumhi katasikkhā vedhaññanāmakā eke sakyā)である。

この「ヴェーダンニャ」はパーリ聖典ではここにのみ名が挙がる。

AN-A. (vol.III p.353)によれば「サーマ村はひえ、粟が多く産出されることからこのように名を得た(sāmagāmaketi sāmakānaṃ ussannattā evaṃladdhanāme gāmake)とある。

チャンパー【2】 - 《12》

Vinaya Campeyyakkhandhaka、『四分律』「瞻波捷度」、『五分律』「羯磨法」、『十誦律』「瞻波法」が等しく伝える記事であるが、カーシ国のヴァーサヴァ村にあったカッサバ姓の比丘が、客比丘から不当に挙罪され、チャンパーのガッガラー池の辺におられた釈尊のもとに訴えに行くというものである。カッサバ比丘が釈尊のもとに赴くのを雨安居明けの時と考えれば、釈尊はこの時チャンパーで雨安居されたことになる。雨安居を明示するのは『五分律』「羯磨法」の記事のみ⁽³⁾であるが、他の記事においても、釈尊が到着したカッサバ姓の比丘に対して「がまんでできるか？」とねぎらいの言葉をかけていることから⁽¹²⁾、これを同様に理解するならば、雨安居地伝承にチャンパーは含まれないので齟齬である。

これと異なる伝承を有するのは『根本有部律』「羯磨事」(梵蔵存、漢訳欠)である。ヴァーサヴァ村にいた比丘(ここではカッサバ姓とはされず、セーナーンジャヤ)が客比丘(ここでは六群比丘)に不当に挙罪されて、それを訴えに赴く先はチャンパーではなく舎衛城であり、そこで事情が釈尊の耳に入る。この記事に続いて釈尊がチャンパーのガルガー蓮池の辺におられた時のことが記されているが、上記とは関係を有さない記事である。『根本有部律』は雨安居地伝承と齟齬しない。

[1-3] パーリ資料のみが伝える雨安居地
 イッチャーナンガラ【3】 - 《3》

SN.054-011の記事であるが、釈尊がイッチャーナンガラのイッチャーナンガラ林⁽¹⁾におられた時に、3ヶ月間独坐に入られたというものである⁽⁸⁾。その際に釈尊は食事を運ぶ者以外に自分のもとに来ることを禁じられる。その3ヶ月を過ぎて独坐から起った釈尊は諸比丘に対し、「もしも外道から、沙門ゴータマはいずれの住法で雨安居を多く過ごすかと尋ねられたら、世尊は数息観によって雨安居を多く過ごす」と答えるように指示する。ここに雨安居への言及があり、これが雨安居時のことであったことを示しているものと解釈できる⁽⁹⁾。

しかし対応経の『雑阿含経』807と、これと同じ『根本有部律』「薬事」(大正24 p.032下)では、この一能伽羅国における独坐の期間が「二月坐禅」「二月宴坐」となっており、2ヶ月という必ずしも雨安居時を示さない数字になっている。『婆沙論』(大正27 p.135中)も「両月宴坐」とし、このように有部系の伝承は、この時の釈尊の独坐を2ヶ月としているため、これを雨安居時と解釈しなければ、雨安居地伝承との齟齬はない。

なお釈尊はここだけではなく、処々でこのような独坐に入ったことが伝えられている。舎衛城において3ヶ月または4ヶ月独坐されたとするものについては【資料集5】【1】-《18》、【3】-《2》に、またヴェーサーリーにおける半月間の独坐が【資料集5】【5】-《4》にある。

- (1) イッチャーナンガラはコーサラ国中にあったバラモン村 (brāhmaṇagāma) である。DN.003 *Ambaṭṭha-s.* (vol. I p.087)、『長阿含経』020「阿摩晝経」(大正01 p.082上)、AN.005-003-030 (vol. III p.030)、『雑阿含経』1250 (大正02 p.343中)、AN.006-004-042 (vol. III p.341)、『雑阿含経』1251 (大正02 p.344上)、AN.008-009-086 (vol. IV p.340)
 cf. *Udāna* 002-005 (p.013) では舎衛城祇園におられた釈尊のもとにイッチャーナンガラの一優婆塞が訪ねる。

アヌピヤー【3】 - 《13》

アヌピヤー (Anupiyā) はマツラ国の村 (nigama) の名である⁽¹⁾。ヴァッジ国とするものもある⁽²⁾。アノーマー (Anomā) 河が近くを流れ、釈尊がカピラ城をカンタカに乗って出城し、落飾した場所としても知られる。

Vinaya Saṃghabhedakkhandhaka の記事によれば、釈尊がアヌピヤー (Anupiyā) 国のアヌピヤー (Anupiyā) 村におられた時、バツディヤ、阿那律、阿難、バグ、キンピラ、デーヴァダッタ、ウパーリが出家した。そして「その雨安居中に (ten' eva antaravassena)」バツディヤが三明を現証したとあり⁽³⁾、この時に釈尊はアヌピヤーで雨安居されたと読み取れる。*Dhammapada-A.* (vol. I p.138) も同様である。ただし *Udāna* 002-010、*Jātaka* 010 *Sukhavihāri-j.* (vol. I p.140) の記事も同時期のことを記す記事であるが、雨安居に言及しない。

また、この事績は『四分律』「僧残010」(大正22 p.590中)、『五分律』「僧残010」(大正22 p.016下)の北伝系の伝承では、雨安居と結びつけられることがない。

釈迦族の子弟の出家を、釈尊のアヌピヤーにおける雨安居の時とするのはパーリの律蔵記

事のみである。

- (1) *DN.024 Pātika-s.* (vol. III p.001) *ekaṃ samayaṃ bhagavā mallesu viharati anupiyaṃ nāma mallānaṃ nigamo.*

『長阿含経』015「阿菟夷経」（大正01 p.066上）「一時佛在冥寧國阿菟夷土」。

- (2) 『中阿含経』112「阿奴波経」（大正01 p.600中）「一時佛遊跋耆瘦在阿奴波跋耆都邑」。

『阿耨風経』（大正01 p.853下）「一時婆伽婆。在跋耆城名阿耨風」。

ただし対応するパーリの *AN.006-006-062* (vol. III p.402) では説処が全く異なり、コーサラのダンダカッパカ (*Daṇḍakappaka*) というニガマとする。しかし釈尊と阿難がアチラヴァティ河で沐浴するくだりは全てに共通する。

[1-4] 漢訳資料のみが伝える雨安居地

釈迦国・メーダルンパ【4】 - 《8》

メーダルンパ (*Medaḷumpa, Medāḷūpa*) は釈迦国の村 (*nigama*) の名である (1)。
MN.089 Dhammacetiya-s. (vol. II p.118) によれば、コーサラ王のバセーナディ王が所用で来ていたナガラカ (*Nagaraka*) から釈尊の滞在するメーダルンパまでの距離が3由旬であったという。註によればこのナガラカも釈迦国のニガマであった (2)。また *Dhammapada-A.* (vol. I p.357) によれば、バセーナディはこの時に付き従っていたディーガ・カーラーヤナ (*Dīgha-kārāyana*) の謀略により、王座をヴィドゥーダバに奪われる。メーダルンパとはそのような地である。

メーダルンパで釈尊が雨安居を過ごしたとするのは『雑阿含経』991 (大正02 p.258上) のみである。釈尊がこの地で雨安居を過ごされた時に、ミガサーラー (*Migasālā* 鹿住) という優婆夷が、舎衛城の祇園で雨安居に入っていた諸比丘に対し、梵行者であった父プラーナ (*Purāṇa*) と非梵行者であった叔父イシダッタ (*Isidatta*) への記別が同じであることに不満を言うという内容である。雨安居を過ごし終えた諸比丘はメーダルンパに釈尊を訪ね、報告する。雨安居については「一時佛住釋氏彌城留利邑、夏安居。有餘比丘於舎衛國祇樹給孤獨園、夏安居」 (①) と明示されている。

しかし同じ事績が *AN.010-008-075* (vol. V p.137)、*AN.006-005-044* (vol. III p.347)、『雑阿含経』991 (大正02 p.257中) に見え、これらの記事は雨安居に言及せず、しかもこの時の釈尊の所在を舎衛城の祇園精舎とする。またミガサーラーからの苦情を聞くのは阿難である (3)。

- (1) *MN.089 Dhammacetiya-s.* (vol. II p.118) *ekaṃ samayaṃ bhagavā sakkesu viharati medāḷupaṃ nāma sakyānaṃ nigamo.*

『中阿含経』213「法莊嚴経」（大正01 p.795中）「一時佛遊釋中在釋家都邑。名彌婁離」。

- (2) *MN-A.* (vol. III p.348) *nagarakan ti evaṃnāmakaṃ sakyānaṃ nigamaṃ.*

- (3) 『雑阿含』991が釈尊の所在をメーダルンパとすることは *MN.089 Dhammacetiya-s.* (vol. II p.118) と『中阿含経』213「法莊嚴経」の関連が考慮されるべきかもしれない。両経においてバセーナディがイシダッタ (仙餘) とプラーナ (宿舊) の両名が存命であるように言及しており (*puna caparāhaṃ, bhante, ime isidattapurāṇā thapatayo mamabhaddā mamayānā, ahaṃ nesam jivikāya dātā, yasassa āhattā; atha ca pana no tathā mayi nipaccakāraṃ karonti yathā bhagavati.* 復次。世尊。我於仙餘及宿舊二臣出錢財賜。亦常稱譽。彼命由我。) 、同時にこの時、釈尊とバセーナディは共に80歳であるともされるため、プラーナとイシダッ

タの死は釈尊の最晩年に位置づけざるを得ない。イシダッタとプラーナの死後に位置づけられるこの『雑阿含』991も、MN.089、『中阿含経』213とほぼ同時期の記述と考えられた可能性がある。なおイシダッタとプラーナの存命中の記事としては他に【資料集5】【1】-《12》を参照。

釈迦国・シラーヴァティー【4】-《9》

シラーヴァティー (Silāvati) は釈迦族ゆかりの地と思われるが、場所、規模などはパーリ聖典によって得られる情報からは不明である⁽¹⁾。アッタカターでは silāvatinagara とされる。漢訳『雑阿含経』で「石主釈氏聚落」と訳されており⁽²⁾、これに従えば「聚落」すなわち村 (gāma?) ということになる。ここを説処とする経は数が少なく、またいずれの経にも魔が登場するという特徴がある⁽³⁾。この地と関連を有する人物としては Samiddhi (善覚) 比丘が登場するほか、Bandhura 比丘がこの地で誕生したとされる⁽⁴⁾。

『雑阿含経』1099 (大正02 p.289上) に釈尊が釈迦族の石主釈氏聚落におられた時に、衆多の比丘が供養堂に集まって、作衣事をなしていた⁽⁴⁾とある。カピラヴァットゥ以外の釈迦族の地ということで、雨安居地伝承と齟齬する。しかし対応経の SN.004-003-001 には「衆多の比丘が釈尊のもとで熱心に不放逸に住していた」とあるのみで、雨安居時であることを示す「作衣」に言及していない。

シラーヴァティーで雨安居を過ごされたことを示す経は『雑阿含』1099のみである。

- (1) パーリ聖典では SN.004-003-001 (vol. I p.117) と SN.004-003-002 (vol. I p.119) で ekam samayaṃ bhagavā sakkesu viharati silāvatiyaṃ と表記されるのみである。Theragāthā-A. (vol. I p.120) に silāvatinagara という表記が見える。
- (2) 『雑阿含』1097 (大正02 p.288中)、『雑阿含経』1098 (大正02 p.288下)、『雑阿含経』1099 (大正02 p.289上)、『雑阿含経』1100 (大正02 p.289中)
- (3) SN.004-003-001 (vol. I p.117) : マーラが老バラモンの姿で現れて、愛欲の享受を進めて諸比丘を誘惑する。
『雑阿含経』1099 (大正02 p.289上) : 同上
SN.004-003-002 (vol. I p.119) : マーラがサミッディを脅かそうとする。
『雑阿含経』1100 (大正02 p.289中) : 同上。サミッディ=善覚
『雑阿含』1097 (大正02 p.288中) : 悪魔波旬が四衆に説法する釈尊に対して、繫縛があるにもかかわらず教えを説くといって、釈尊を悩まそうとする。対応する SN.004-002-004 (vol. I p.111) は場所をコーサラ国、エーカサーラー・バラモン村 (ekasālāyaṃ brāhmaṇagāme) とする。
『雑阿含経』1098 (大正02 p.288下) : 悪魔波旬が「王になって如法に統治するよう」釈尊を誘惑する。対応する SN.004-002-010 (vol. I p.116) は、場所をコーサラ国のヒマラーヤの地方の草庵とする (ekam samayaṃ bhagavā kosalesu viharati himavantapadese araṇṇakuṭikāyaṃ) 。
- (4) Theragāthā-A. (vol. I p.120)

釈迦国・アーマラキー林【4】-《18》

『増一阿含経』045-002 (大正02 P.770下) に、釈尊が「釋翅・閻婆梨果園」に大比丘衆500人とともにおられた時に、舍利弗と目連が雨安居を終えて500人の比丘をつれて釈翅村中に至り⁽⁷⁾、客比丘と旧比丘らが大声で話して騒がしくなり、そのため釈尊が舍利弗と目連を、彼らが連れてきた弟子ともども放逐するも、釈迦族の人々と梵天の嘆願によって許されるという記事がある。

この記事は *MN.067 Cātumā-s.* (vol. I p.456) と『遊四衢経』(大正 02 p.860 上) に対応が見出され、*MN.067* によれば、これはチャートゥマー (Cātumā) 村 (文脈から釈迦族の居住地であることが分かる) のアーマラキー林である⁽¹⁾。『遊四衢経』は場所を「釈氏舎夷阿摩勒葉樹園」とするが、この「舎夷」が Cātumā に対応するか否かは定かではない。*MN.067* は雨安居に言及しないため、雨安居地伝承との齟齬はないが、『遊四衢経』に舍利弗と目連が「遊行諸国経歴一年、與大比丘衆、俱比丘五百還至葉樹」とあるのは、雨安居明けを示しているとも考えられる。

(1) 註によればチャートゥマーは村 (gāma) である。*MN.-A.* (vol. III p.172) Cātumāyan ti evaṃnāmake game.

パーヴァー【4】 - 《29》

『五分律』「食法」(大正 22 p.151 下) に釈尊がパーヴァー (波旬邑) に至り、そののマッラ人が釈尊を出迎えて「即請佛及僧夏安居四月」したとある。それを仏は黙然として受ける⁽⁵⁾。この時、釈尊は餅を食することを諸比丘に許す。

しかし対応記事を載せる *Vinaya Bhesajakkhandhaka* (vol. I p.247)、『四分律』「葉捷度」(大正 22 p.873 下)、『十誦律』「医薬法」(大正 23 p.193 上) には雨安居を示す文言はない。

アングカヴィンダ【4】 - 《41》

『十誦律』「医薬法」(大正 23 p.190 上) によれば、釈尊がアングカヴィンダで雨安居を過ごし終わってから⁽¹⁾ ヴェーサーリーに向う途中で、リッチャヴィの人々が食事を供養しようとして準備している時に雨が降り始めて、阿難に相談し、房舎において浄地羯磨を為すことを定める。

対応記事を載せる *Vinaya Bhesajakkhandhaka* (vol. I p.238) は場所を明示しないが、ヴェーサーリーにおいてのことと思われ、『四分律』「葉捷度」(大正 22 p.874 下) は場所を舎衛城とし、『五分律』「食法」(大正 22 p.149 下) はヴェーサーリーとする。これらはいずれも雨安居に言及せず、言及するのは『十誦律』のみである。

[1-5] その他の雨安居地

以下は【資料集 5】において【5】「その他」に分類したものであるが、これはその凡例に述べたように一応雨安居を暗示すると思われる表現様式を具えるが、釈尊の雨安居記事と認めるには困難を伴うものである。いかなる困難をともしようかは【資料集 5】の該当箇所に注記した。

摩鳩羅無種山【5】 - 《2》

MN.145 Puṇṇovāda-s.、『雑阿含経』311、『根本有部律』「葉事」に舎衛城・祇園において、ブンナが釈尊から簡略な説法を受けた後に、スナーパランタに赴き、「その雨期の間に」500 人の優婆塞と 500 人の優婆夷を導き、自らは三明を得るという記事がある。もしもこれを釈尊が舎衛城・祇園精舎で雨安居された時のことと解釈するならば、舎衛城ならば雨安居地伝承との齟齬はないが、同様の記述を有する『満願子経』がこの時の釈尊の所在を「摩鳩羅無種山」としており、雨安居地伝承に挙がらない地を記載する。これを雨安居地伝承の第 6 年マンクラ山と同一視することもあり得ようが、これは別の地と考えるべきである

(1)。

- (1) 筆者は「摩鳩羅無種山」を雨安居地伝承の第6年「マンクラ山」とは別の地であると考え、拙論「マンクラ山——釈尊の第6年雨安居地伝承地——について」（『印度學佛教學研究』53-1 2004年）pp.75～79において、「マンクラ山」とブンナにまつわる「マンクラカ精舎（Maṅkulakārāma）」が別の地であるという結論に達したが、この「摩鳩羅無種山」は後者と同一と考えられる。「無種」は‘akāraka’ ‘akāraṇa’といった語の訳語と考えられ、Maṅkulaka-ārāmaを誤って切ったか、または異読に基づくのであろう。

釈迦国・デーヴァダハ【5】 - 《3》

SN. 022-002 (vol.III p.005) に釈尊が釈迦国のデーヴァダハ村におられた時に、西方に向かおうとする多くの比丘が世尊のもとに至り、釈尊に「大徳よ、我々は西方の地に行こうと思います。西方の地に居を定めようと思います」と述べ、舍利弗の説法を聞いてから出立するという記事があり、アッタカターにおいて「居を定める」とは「3ヶ月の雨安居を過ごすこと」と註釈されている。

対応する漢訳は2つあり、『雑阿含経』108（大正02 p.033中）は釈尊の所在を同じく天現聚落（＝デーヴァダハ）として、さらに「欲還西方安居」と西方に向かう諸比丘が雨安居に入る目的で出立することを明示しており南伝と一致して齟齬を来すことになるが、『増一阿含経』041-004（大正02 p.745中）はこの時の釈尊の所在をカピラ城のニグローダ園とし、また雨安居にも言及しないので、齟齬はない。

[1-6] このように聖典中には、雨安居地伝承に挙げられていない地においても、釈尊が雨安居を過ごされたとするケースが存する。ただしヴィデーハの記事のように、複数の対応する資料が一致して雨安居地伝承と齟齬する記事を書けるケースがないことも確かである。そこで聖典資料別に整理してみると本論末の付表2のような結果になる。

付表2からわかることは、パーリではAN.に、漢訳資料では『長阿含経』、『別訳雑阿含経』、『僧祇律』、『根本有部律』に雨安居地伝承と齟齬する記事が見られないということである。ただしAN.についてはパーリ（南方上座部）の他の文献については齟齬が存するのであるから、とりたてて注目する必要はない。

[2] 次の矛盾点は、雨安居地伝承に挙がるいくつかの地名について、その地において釈尊が雨安居を過ごしたという記事が原始仏教聖典中に見出されないというものである。

[2-1] マンクラ山 (Maṅkulapabbata、摩拘羅山)

アッタカターと『僧伽羅刹所集経』の雨安居地伝承がともに第6年とする。『八大霊塔名号経』『プトン』も1回を数える。

マンクラ山は『雑阿含経』では説処として言及されるけれども、パーリ聖典にいたっては雨安居記事どころか言及が一度もない地である。この地に言及する全資料は【論文12】の【3】 - [1-3] と [5] に挙がっている。

[2-2] チャーリヤ山 (Cāliyapabbata、柘梨山)

アッタカターは成道後第13、18年に、『僧伽羅刹所集経』は第19年に置く。『八大霊塔名号経』『プトン』も1回を数える。

AN.009-001-003 (vol.IV p.354) と Udāna004-001 (p.034) において、釈尊が侍者比

丘のメーギヤとともにチャーリカ山 (Cālika pabbata or Cālikāpabbata) におられた時に、そこからジャントゥ (Jantu) 村へ赴いたとされ、このチャーリカ山がチャーリヤ山と同一の地を指すものと考えられる。

対応する漢訳の『中阿含経』「弥躡経」(大正 01 p.491 上) はチャーリカ山には言及しないが、「一時佛遊摩竭陀國、在闍闐村莽榛林窟」とあり、闍闐 (ジャントゥ) 村は一致している。しかしこのいずれの資料においても雨安居時とする根拠が見出されない。詳細は【論文 5】の【4】-【3】に述べたが、補足すべき点としては、この地における雨安居は 2 回とされており、その 1 回をこのメーギヤの一件であるとする、もう 1 件について、どのような事績を念頭においていたのか不明になる。これについて Bigandet の伝承はチャーリカーの織工の娘の物語をこの時点のものとする。これは *Dhammapada-A.* (vol.III p.169) からの引用であるが、引用元では場所をチャーリカーではなくアーラヴィーとしている。

[2-3] ナーラー・バラモン村 (Nālā brāhmaṇagāma)

パーリ・アッタカターは第 11 年とし、『僧伽羅刹所集経』には挙がらない。『八大霊塔名号経』『プトン』にも挙がらない。

ナーラー・バラモン村は「耕田バラモン」とも呼ばれるバーラドヴァージャと釈尊の対話がなされた地であるが、この対話を伝える記事に雨安居への言及はない。詳細は【論文 5】【4】-【2】に述べた。

[2-4] アーラヴィー (Ālavī)

アッタカターは第 16 年に置く。『僧伽羅刹所集経』には挙がらないが、『八大霊塔名号経』『プトン』は 1 回を数える。

アーラヴィーで釈尊が雨安居を過ごしたとする資料は原始仏教聖典中には全く見出されない。アッタカターの雨安居地伝承が念頭に置いている釈尊のアーラヴィーにおける事績は、アーラヴァカ夜叉の一件であるが⁽¹⁾、アーラヴァカ夜叉の教化の事績を雨安居時にする根拠は聖典から得ることはできない。詳細は【論文 5】【4】-【4】に述べた。

(1) このことについては【論文 5】「原始仏教聖典資料に記された釈尊の雨安居地と後世の雨安居地伝承」の【1】-【2-1】 p.57 に訳出した AN-A の記述を参照のこと。

[3] 原始仏教聖典に記される釈尊の雨安居記事を、雨安居地伝承が示す年代にあてはめると矛盾が生じるケースがあることも矛盾点として挙げられる。

[3-1] アッタカターの雨安居地伝承において第 5 年がヴェーサーリー、第 12 年がヴェーランジャーとされる。ただし『僧伽羅刹所集経』は第 12 年を「摩伽陀閑居処」という不明の地にしている。

雨安居地伝承によれば、45 回の雨安居の中、釈尊がヴェーサーリーで雨安居を過ごされたのは成道後第 5 年の 1 回のみである。回数のみを伝える伝承も 1 回とする点では同じである。

一方原始仏教聖典では『パーリ律』、『五分律』、『四分律』、『十誦律』の妄説得上人法戒 (第四波羅夷) と実得上人法戒 (波逸提法第八条) の制定の因縁譚において、釈尊がヴェーサーリーで雨安居されたことになっている (【資料集 5】【2】-【5】、【2】-【6】)。それ故、雨安居地伝承に従えば、この 2 つの事件は釈尊成道後第 5 年に位置づけられる。

Vinaya、『五分律』、『四分律』がその序分において釈尊がヴェーランジャーでの雨安居の間に馬麦を食した事績を記し、この時に波羅提木叉の誦出を請う舍利弗に対し、釈尊は随犯随制の原則に則って、比丘に有漏法が生じていないと言ってこれを拒まれる。アッタカターの雨安居地伝承はヴェーランジャーの雨安居を第12年の1回とすることにより、この事績を第12年に置かならば、この時点まで比丘に犯戒があってはならないのであるが、釈尊がヴェーサーリーにおいて第5年の雨安居を過ぎた時にすでに第4波羅夷の因縁となる事件が起きたことになり、矛盾する。

この理由によりアッタカターの雨安居地伝承と齟齬を来す関係にあるのは *Vinaya*、『四分律』、『五分律』、『十誦律』である。

また『僧祇律』は妄説得上人法戒と実得上人法戒の因縁の場所を舎衛城における雨安居時として、さらに妄説得上人法戒の制定を成道後第6年と明記するため、成道後14年まで舎衛城における雨安居を記さないアッタカターと『僧伽羅刹所集経』との両方の雨安居地伝承と齟齬を来す関係にある⁽¹⁾。

『根本有部律』は妄説得上人法戒と実得上人法戒の因縁の場所を釈尊の最期の雨安居地であるヴェーサーリーの竹林村にするため、この矛盾は生じない。

- (1) 『僧祇律』「雑誦跋渠法」(大正22 p.412中)は「世尊成道五年比丘僧悉清淨」として『僧祇律』の中では矛盾はない。

上記と関連して、何れの律でも妄説得上人法戒と実得上人法戒の因縁譚は、事件を引き起こす比丘が上人法を得ているか得ていないかの違いしかなく、内容的に等しい。『パーリ律』と『十誦律』は両方の因縁譚を繰り返し説くが、『五分律』と『四分律』は実得上人法戒の制定の因縁の詳細を妄説得上人法戒の制定の因縁に譲っている。それゆえ両者の戒の制定が同一時のことであるか、それとも別の時期に属することなのか、意図されているところは明確ではない。

しかしもし異なる時期に制定されたとするなら、ヴェーサーリーにおける雨安居は少なくとも2回になり、ヴェーサーリーにおける雨安居を1回のみとする雨安居地伝承(アッタカター、僧伽羅刹、回数を伝える伝承)と齟齬を来す。

[3-2] 第9年コーサンビー、第10年パーリレツヤカ(枝提山)、第14年舎衛城

アッタカターと『僧伽羅刹所集経』の両者が第9年の雨安居をコーサンビーとしている。アッタカターの雨安居地伝承が第10年にパーリレツヤカを置くことから、アッタカターの雨安居地伝承が第9年に意図している事績はコーサンビーの破僧事件であると特定できる。釈尊がコーサンビーからパーリレツヤカに赴く記事が、*Vinaya Kosambakakkhandhaka*にあり、そのほかの釈尊がコーサンビーからパーリレツヤカに赴いたとする *MN.128 Upakkilesa-s.*、*SN.022-081*、*Udāna 004-005*の記事もそこに収斂されるからである⁽¹⁾。

『僧伽羅刹所集経』の第9年は同様にコーサンビー(拘苦毘国)であるが、第10年は「枝提山」とされる。この「枝提山」が「Ceti国の山」を意味すると見ればやはりコーサンビーの破僧と関連づけることができる。

まず『十誦律』「俱舎彌法」が、釈尊の移動を「俱舎弥」(コーサンビー)から「支提国」(チェーティ)に往いてそれから舎衛国に至るとする。

また *Vinaya* の *Kosambakakkhandhaka* でも、釈尊の移動は以下に見るように、コーサン

ビー→バーラカローナカーラ村 (Bālakaloṇakāragāma) →パーチーナヴァンサダーヤ (Pācīnavamsadāya) →パーリレツヤカのラッキタヴァナサンダ (Rakkhitavanasaṇḍa) のバツダサーラ (Bhaddasāla) 樹下であるが、このパーチーナヴァンサダーヤは AN.008-003-030 によればチェーティ国内の地である (【資料集5】【2】-《3》)。それゆえ『僧伽羅刹所集経』の「枝提山」はアッタカターのパーリレツヤカと案外同一の地を指しているとも考えられる。

Vinaya Kosambakakkhandhaka によって、釈尊がコーサンビーの破僧の後にパーリレツヤカに赴く記事の概要を示せば以下のようなものである。

釈尊がコーサンビーのゴーシタ園におられた時、ある比丘の行ないについてそれが罪であるか否かをめぐってそこのサンガに破僧が起こる。釈尊は長寿王の物語によって忍辱を説いて調停を試みるが、諸比丘はそれを聞かない。釈尊はバーラカローナカーラ村にてバグ (Bhagu) 比丘に会い、それから、パーチーナヴァンサダーヤにて阿那律、ナンディヤ、キンピラの3人に会う。それからパーリレツヤカのラッキタヴァナサンダのバツダサーラ樹下に住して、他の諸象に悩まされた象の奉仕を受ける。その後、釈尊が舎衛城の祇園精舎に住している時に、事を知ったコーサンビーの人々が比丘への供養を止めてしまい、反省したコーサンビーの諸比丘が舎衛城に到来し、舍利弗、目連、大迦葉、マハーカッチャーナ、マハーコッティタ、マハーカッピナ、大チュンダ、レーヴァタ、ウパーリ、阿難、ラーフラ、マハーパジャーパティー・ゴータミー、給孤独、ヴィサーカー・ミガーラマターが、釈尊にコーサンビーの比丘衆にどのように接するべきかを尋ねる。

これを第9年に位置づけた場合、破僧を引き起こした諸比丘への処遇を尋ねる人物の中に阿難とマハーパジャーパティー・ゴータミーが登場していることから雨安居地伝承との間に矛盾が生じる。阿難については、釈尊の晩年25年間あるいは「二十余年」、釈尊の侍者を勤めたという伝承が聖典中にあり、この情報によれば阿難が釈尊の侍者になったのは、早くて釈尊の成道後第21年、遅ければ第26年であったことになる。雨安居地伝承では、それはちょうど釈尊がそれ以後の雨安居を舎衛城に定めた頃にあたる⁽²⁾。それゆえ雨安居地伝承と矛盾しないためには、釈尊が舎衛城以外の地で雨安居を過ごしている記事に阿難が侍者として登場してはならないことになる。

またマハーパジャーパティー・ゴータミー比丘尼は最初の比丘尼であるが、その時すでに侍者を務めているらしい阿難のとりなしで、はじめて釈尊から出家を許されることから、彼女の出家は、阿難が侍者になって以降のことでなければならない。

以上の理由で、阿難とマハーパジャーパティー・ゴータミー比丘尼が登場するコーサンビーにおける破僧事件の記事が、雨安居地伝承によって第9年に置かれる場合、整合性が失われる。

釈尊がコーサンビーからパーリレツヤカかチェーティに赴き、しかも阿難かマハーパジャーパティー・ゴータミーが登場する資料は、SN.022-081、*Vinaya Kosambakakkhandhaka*、『五分律』「羯磨法」、『十誦律』「俱舍弥法」(阿難のみ登場)である。SN.022-081は阿難のみ、*Vinaya Kosambakakkhandhaka*と『五分律』「羯磨法」は両者を登場させ、『十誦律』はマハーパジャーパティー・ゴータミーのみを登場させる。

部分的に対応する記事を有する以下の資料は、示した理由により上記の矛盾と関係がない。

『雑阿含経』057は阿難が登場するが、釈尊がコーサンビーではなく舎衛城から半閼国波陀聚落・人所守護林・跋陀薩羅樹下に赴く。

『僧祇律』「単提 041」は阿難が登場するが、釈尊がコーサンビーではなく舎衛城から憍薩羅国・波利耶娑羅林賢樹下に赴く。

Udāna 004-005 (p.041) は阿難が登場しない。

『中阿含経』72「長寿王本起経」は阿難が登場しない。

*MN.128 Upakkilesa-s.*は阿難が登場しない。

『四分律』「拘睺弥捷度」は阿難は登場せず摩訶波闍波提が登場するが、釈尊がコーサンビーからパーリレツヤカかチエーティではなく舎衛城に赴く。

Mūlasarvāstivādinaya Kauśāmbavastu は阿難とマハーパジャーパティー・ゴータミーを登場させるが、コーサンビーで破僧を引き起こした比丘たちが、謝罪のために釈尊のおられる舎衛城にやってくるのが12年後とされて、破僧の収束までに長期の年月が設けられている⁽³⁾。そのため、雨安居地伝承に従ってコーサンビーの破僧が第9年に置かれても、和解は成道後第21年のことになる。そのため侍者の阿難が登場しても矛盾しない。また釈尊はコーサンビーからパーリレツヤカかチエーティではなく空を飛んで舎衛城に赴く⁽⁴⁾。

ここで舎衛城がアッタカターと『僧伽羅刹所集経』の両方の雨安居地伝承で第14年とされていることにも注目したい。上記のコーサンビーの破僧に関わる資料では、パーリレツヤカやチエーティを経て、すべて釈尊が舎衛城に赴いている。

釈尊の最初の舎衛城における滞在は雨安居を過ごす目的であったと考えられるため⁽⁵⁾、雨安居地伝承に従えば、第14年にはじめて釈尊は舎衛城に赴いたことになる。しかし上記の文脈からすれば、コーサンビーの破僧の時点において舎衛城に祇園精舎がまだなかったとは思われないのである。故に第9年にコーサンビー、第10年にパーリレツヤカ、第14年に舎衛城という時系列は不自然さを生む。

(1) 詳細は【論文5】【3】-《8》、【資料集5】【1】-《10》参照。

(2) 【論文12】【1】

(3) *Kośāmbakavastu*, (p. 187) *tathā eṣāṃ tayā iryayā caryayā vipratipattiyā dvādaśavarṣāṇi samatikrāntāni*; 北京版 *bka' 'gyur, 'dul ba, Ņe, 124b/7-*

(4) *Kośāmbakavastu* (p. 186) *atha bhagavāms … tata eva ṛddhyā upari vihāyasā pra[krānto] yena śrāvastī tena cārikāṃ prakrānto 'nupūrveṇa śrāvastīm anuprāptaḥ.*; 北京版 *bka' 'gyur ba, 'dul ba, Ņe, 124b/5-*

(5) 【資料集5】【1】-《30》

[3-3] なお阿難の登場によって雨安居地伝承との間に齟齬が生じるという点では、本論【3】-[3-1]ですでに言及したアッタカターが第12年をヴェーランジャーとすることも同様である。ヴェーランジャーで釈尊が馬麦を食したことを伝える記事（【資料集5】【1】-《15》）の中、阿難は *Vinaya Pārājika*001、『四分律』「波羅夷001」・「捨墮028」、『五分律』「波羅夷001」、『十誦律』「波夜提044」・「医藥法」、『根本有部律』「藥事」の全てに阿難が登場している。ただし上述のように『僧伽羅刹所集経』は第12年を「摩伽陀閑居処」にしているため、こちらはこの矛盾を免れることになる。

雨安居地伝承が示す年代にあてはめると矛盾が生じるケースに該当する資料は、本論末の付表3に示した。

[4] 以上は聖典の記事が直接的に雨安居地伝承と矛盾してしまう例を挙げ連ねたものであるが、以下に、やや証明が困難な事項を含むけれども、雨安居地伝承の資料的価値を損なう状況証拠を示して考察を加える。

[4-1] 三十三天での雨安居を伝える聖典伝承は『雑阿含経』506,604と『増一阿含経』036-005に見出されるが、パーリ聖典には対応がなく（【資料集5】【4】-《7》）⁽¹⁾、南方上座部はアッタカターにおいてはじめてこれを採用したように思われるため⁽²⁾、この三十三天における雨安居の伝承は古くには遡り得ないであろう。雨安居地伝承がこれを雨安居地として挙げるのは、端的に雨安居地伝承の成立の新しさを示していると思われる。

(1) 釈尊が三十三天に昇り仏母マーヤーに説法したことを伝える資料は多くあるが、これを雨安居時と明示するものは、聖典では『雑阿含経』506,604と『増一阿含経』036-005に限られる。

他の諸資料については【資料集3】pp.178~179参照。また【論文5】p.107も参照のこと。

(2) *Jātaka-aṭṭhavaṇṇanā* 483, p.265, *Dhammapada-aṭṭhakathā* vol.III, p.216など。

[4-2] アッタカターの雨安居地伝承では釈尊の成道後21年以降、『僧伽羅刹所集経』では26年以降の雨安居地がすべて舎衛城の祇園精舎か東園鹿子母講堂とされ、Bigandetが「多少は王舎城の竹林園」とするのは例外的である。

成道後20年までについては、雨安居地伝承が背景に意図している事績をある程度特定できるが、その後は全く具体性を欠き、その時点における事績が問題にされない⁽¹⁾。

また涅槃経において釈尊が最後の遊行に王舎城から出発していることや、第一結集が「飲食多く、臥坐処が豊かである」という理由により王舎城で行われたことは⁽²⁾、その時点で500人もの比丘が雨安居を過ぎし得るところが王舎城の他になかったこと示しており⁽³⁾、釈尊が後半生に全く王舎城で雨安居を過ごさなかったとする雨安居地伝承と全く調和しない。

上記から、阿難以前の侍者比丘の登場などを根拠として釈尊の成道後初期20年間に位置づけられた雨安居地以外を全て舎衛城にしてしまうといった恣意的な操作が、雨安居地伝承を形成したとの感は否めない。

実際、この伝承に不自然さを感じ取ったのは、現代の我々だけではないようである。前述のようにBigandetが「多少は王舎城の竹林園」としたり、*Paṭhamasambodhi*が成道後第29年まで異なる地名を挙げてリストを延長したことは、この不自然さをなんとかして解消しようとした苦心のあらわれではないであろうか？

(1) 【論文5】pp.56~63

(2) *Vinaya Pañcasatikakkhandhaka* (vol. II p.284) *rājagahaṃ kho mahāgocaraṃ pahūtasenāsanāṃ*.

(3) 『四分律』四分律「集法毘尼五百人」（大正22 p.967上）我等當於何處集論法毘尼多饒飲食臥具無乏耶。即皆言。唯王舎城房舎飲食臥具衆多。

『五分律』「五百集法」（大正22 p.190中）何許多有飲食床坐臥具。可得以資給集比尼。唯見王舎城足以資給。

『十誦律』「五百比丘結集三藏法品」（大正23 p.447上）復作是念。何處國土安隱。有好精舎。四事供養飲食無乏。無諸寇賊。即念王舎城中。四事供養具足無乏。國土安隱無諸賊寇。我等今當往到王舎城安居。如是思惟已。

[4-3] 雨安居地伝承は釈尊が最初の雨期をバーラーナシーのイシパタナで過ごされたとする。これは「受戒韃度」の記事にもとづいているであろう。雨安居地伝承がいちおう原始

仏教聖典を典拠にしていることが、このような点に看取される。しかしながらおそらく釈尊は成道後の最初の雨安居をウルヴェーラーにおいて過ごされたものと考えられる。このことについては本モノグラフ所載の森 章司【論文16】「遊行と僧院の建設とサンガの形成」【1】 - 【3】を参照されたい。

[4-4] アッタカタの雨安居地伝承は第12年をヴェーランジャーとし、第14年を舎衛城・祇園精舎とする。舎衛城よりも早くにヴェーランジャーで雨安居を過ごすということは奇妙である。なぜなら地理的に、初期の拠点である王舎城から見て、ヴェーランジャーはコーサラよりもはるか西に位置しており、舎衛城に拠点としての祇園精舎が建立される以前に、それより西の地で雨安居を過ごすことがありえないと考えられるからである。そもそも給孤独長者が釈尊に舎衛城における雨安居を請うた時に、精舎があることが条件で承諾したとされる以上、祇園精舎建立以前に舎衛城よりも西方で雨安居を過ごすことはなかったとしなければならない。

[4-5] ちなみに Bigandet の仏伝では、阿難は第2年の雨安居の前に既に出家しており、第3年の雨安居の後に祇園精舎が建立され（釈尊は祇園精舎に赴くが雨安居はそこで過ごさず、王舎城に戻って第4年の雨安居を過ごす）、第5年には釈尊がヴェーサーリーで雨安居を過ごした後に浄飯王の死を知ってカピラ城に赴き、それからヴェーサーリーに帰りそこで比丘尼教団が成立している。雨安居地伝承に基づいたために、コーサンビーの破僧の事件を第9年に位置づけながらその時点で侍者のように振る舞う阿難とマハーバジャーパティー・ゴータミー比丘尼が登場することや、祇園精舎がコーサンビーやヴェーランジャーの雨安居の以前にすでに建立されており、釈尊が何度もそこに雨安居ではない滞在をすることを苦心して説明しようとしたこの不自然な時系列こそが、雨安居地伝承の問題を浮き彫りにしていると言えよう。

[4-6] 阿闍世王即位第37年

雨安居地伝承によれば、釈尊は21年以降、第44年（『僧伽羅刹所集経』では第26年から44年）までの釈尊の雨安居はすべて舎衛城の祇園精舎もしくは東園鹿子母講堂になっている。これは、パーリのみの雨安居記事であるが、DN.002 *Sāmaññaphala-s.*の記事（【資料集5】【3】-《1》）と齟齬を来たす。対応経の『長阿含経』027「沙門果経」（大正01 p.107上）は雨安居記事ではないため、矛盾はない。

「沙門果経」は王舎城で説かれた。ここに登場するのがピンピサーラ王ではなく、阿闍世王であることに注目する。阿闍世王がいつピンピサーラを殺して王になったのか、その年代は原始仏教聖典からは知ることができないが、以下の資料から阿闍世の即位年として釈尊の成道後第37年という数字が導き出される。

Mahāvamsa (II,32) :

ajātasattuno vasse aṭṭhame muni nibbuto;
pacchā so kārayī rajjaṃ vassāni catuvisati.(32)

阿闍世の〔即位〕第8年に〔釈迦〕牟尼が入滅し、その後、彼（阿闍世）は24年間統治した。

Samantapāsādikā (vol. I p.72) : 阿闍世王の〔即位〕第8年に覚者は般涅槃された (ajātasattussa hi aṭṭhame vasse sammāsambuddho parinibbāyi) 。

『善見律毘婆沙』（大正 24 p.687 上）：應當知之。爾時阿闍世王。登王位八年佛涅槃。…
…

上記資料は釈尊の入滅を阿闍世王の即位第 8 年とする。阿闍世が王になったのは釈尊入滅の 8 年前であるから、45 から 8 を引いて釈尊成道後第 37 年が阿闍世の即位年となる。

阿闍世王の即位年を成道後第 37 年であるとする、「沙門果経」の記事は釈尊成道後 37 年以降のことになるが、雨安居地伝承は釈尊が成道後第 21 年以降（または第 26 年以降）舎衛城以外では雨安居しなかったと主張するのであるから矛盾してしまう。

【4】 結論

[1] 「はじめに」で述べたように、今まで調査してきた結果に基づきながら、本稿は原始仏教聖典の記す雨安居地と、アッタカターなどに記される雨安居地伝承の双方を検証して、雨安居地伝承の資料的価値を確定することを目指したものであった。そしてその結論は、端的に言えばこの雨安居地伝承は信頼するに足りないということである。

その理由は、釈尊の伝記を明らかにするための最も信頼すべき資料は原始仏教聖典の記述であり、アッタカターなどに記された記事ではないということ的前提にすれば、

- (1) 原始仏教聖典に記述されている釈尊の雨安居地の中で、雨安居地伝承にあがらないものがあるということ、
- (2) 逆に雨安居地伝承にあがる地名には、原始仏教聖典において確認できないものがあるということ、
- (3) 雨安居地伝承に示される雨安居地の年次を、原始仏教聖典の情報によって検証してみると齟齬があること、
- (4) 21 年以降をすべて舎衛城とすることなど、原始仏教聖典から我々が知りうるさまざまな情報を照らし合わせてみると、状況的に雨安居地伝承は信じるに足りないこと、というようなことが考えられる。

[2] そしてこれも「はじめに」において述べたことであるが、この雨安居地伝承の資料的価値を確定するための最も有効な論拠は、この雨安居地伝承が「どのような史料をもとに」作られたかということを知ることである。そして筆者が見出し得た、その史料として考えられるものの一つは、釈尊の成道 21 年ころに釈尊によって阿難が侍者に選ばれる以前に、数名の侍者があったとしてその名があげられる伝承であり、それらの阿難以前の侍者が登場する経の説処が成道後 20 年間の雨安居地に措定されたのではないかということであった。

この仮説は雨安居地伝承の成道後 20 年間にあがる幾つかの地名にしか有効ではないが、それらの侍者を「阿難以前の侍者」と規定しているのがこれまた雨安居地伝承と同じくアッタカターや『大智度論』などの第 4 次水準の資料であり⁽¹⁾、原始仏教聖典によってそれらの侍者が登場する記事を調査すると、それらの侍者が阿難とともに登場していたり（サーガタ、ウパヴァーナのケース）、阿難以前の侍者の一人であるナーガサマーラが登場するのが釈尊の最晩年の記事であったりするため（【論文 12】 - 【3】 - [1-1]）、「阿難以前の侍

者」の伝承をもって雨安居地伝承を根拠づけることは、かえって雨安居地伝承の資料的価値を引き下げるであろう。

- (1) 森 章司「原始仏教聖典資料による釈尊伝の研究の目的と方法論」本モノグラフ【1】【論文1】 p.71

[3] そしてまた、この雨安居地伝承の資料的価値を確定するためのもう一つの有効な論拠は、この伝承がいつころ、誰によって、あるいはどの部派によって作られたかということ明らかにすることである。これを伝える主要な伝承はパーリのアッタカターであるから、この伝承は南方上座部によって形成されたと考えられるけれども、これがパーリ聖典のもつ情報と明らかな齟齬を有する以上、素直にこのように考えることは許されない。したがって少なくともアッタカターの伝承は、パーリ聖典が現行の形に定まった以後に、他部派によって作られた伝承を受け入れたものと考えざるを得ないであろう。

雨安居地伝承が南伝上座部以外の部派が作り出しことを示すもっとも端的な証拠は、マンクラ山であろう。雨安居地伝承はアッタカターのものも『僧伽羅刹所集経』のものも両者一致してこれを第6年とし、『八大霊塔名号経』と『プトン』も1回数えているにもかかわらず、パーリ聖典には一度も言及されない地である。マンクラ山を説処とする経は、ナーガパーラと関わる『雑阿含経』1230、『別訳雑阿含経』319、『十誦律』「波夜提066」、『鼻奈耶』、『根本有部律』「雑事」（【論文12】【3】- [1-3]）とラーダに関わる『雑阿含経』111~129に見られるが、ラーダが登場するパーリ資料は、説処をすべて舎衛城にするか、もしくは説処を欠き（【論文12】【3】- [5]）、ナーガパーラのパーリ聖典における名前はナーガサマーラであるが、この侍者はパーリ聖典ではヴェーサーリーとコーサラにおいて登場するのみである。南方上座部は他部派の伝えた雨安居地伝承を後からアッタカターにおいて採用したために、自らの伝える聖典にマンクラ山は一度も言及されないにもかかわらず、アッタカターの雨安居地伝承にはマンクラ山があがっているという事態が生じたと考えるほかはない。

では雨安居地伝承を作り出したのはいずれの部派であろうか。これについて明確な結論は導き出すことは困難であるが、一応の考察を加えておきたい。

まずマンクラ山を説処とする資料を有する部派が雨安居地伝承を作り出した部派として有力な候補になる。候補ではあるがしかし、必ずこの中に雨安居地伝承を作り出した部派があるというわけでもない。

また本論末の付表2と3を見ると以下のようなことがわかる。雨安居地伝承と矛盾する情報を一切有していない聖典を伝えた部派が、雨安居地伝承を作り出した部派ではないかという仮説は成り立つであろうが、そのような聖典は表からすればAN.、『長阿含経』、『別訳雑阿含経』である。AN.は南方上座部の聖典であるから除外しなければならない。次に法蔵部も除外される。『四分律』に矛盾する記事があるから、『長阿含』にはたまたま矛盾する情報がないのであろう。残るは所属部派のよくわからない『別訳雑阿含経』ということになる。

しかしながらこのような方法論では、雨安居地伝承を作り出した部派を間違いなく特定することはできないであろう。なぜなら我々の収集した聖典中の釈尊雨安居記事は、それを雨

安居記事と見なす根拠が有力なものそうでないものがあるし、また雨安居地伝承を作り出した部派がその自らが伝える聖典との矛盾をすべて回避するとは限らないからである。筆者はかつて、『根本有部律』には雨安居地伝承と調和させるために、改変を加えられた痕跡があるという仮説を論じたが⁽¹⁾、たとえそれが正鵠を射ているとしても、根本説一切有部が雨安居地伝承を作り出したということにはならない。また雨安居地伝承自体、アッタカターの所伝と『僧伽羅刹所集経』で細部に差異があることからオリジナルではありえない。たとえば第10年がパーリレツヤカと「枝提山」とで異なることは、『十誦律』「俱舎弥法」の記事は『僧伽羅刹所集経』と一致し、パーリレツヤカとするのは南伝上座部の所伝と調和するので、雨安居地伝承も部派に採用された時にその部派なりの改変を受けているのではないかと考えられる。

雨安居地伝承を作り出した部派の特定は以上のような理由で不可能とせざるを得ないが、冒頭で目指した最終結論、すなわち、パーリ・漢訳の原始仏教聖典を第一次資料として釈尊伝を再構成しようとする我々にとって、雨安居地伝承は依拠すべき資料ではないことはすでに明確になったと思われる。

- (1) 岩井昌悟「根本有部律に見る雨安居地伝承の影響」『佛教学』第46号(2004年) pp.141～158を参照のこと。なお、『根本有部律』が雨安居地伝承と調和する事例として、第14年祇園精舎、第15年カピラヴァットゥという時系列も挙げられる。多くの資料は浄飯が釈尊の帰郷を促すためにウダーイを使者として派遣する先を王舎城とするが、『根本有部律』はそれを舎衛城とする。【資料集3】 pp.160～163